

第2次倉吉市環境基本計画

【中間見直し版】



令和4年3月

倉吉市

目次

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨	1
2 計画の目的	2
3 計画の役割	2
4 計画の位置付け	2
5 計画の期間	4
6 計画の対象範囲	4

第2章 倉吉市の概要

1 総人口の推移	5
2 位置・地勢	7
3 気象	8
4 産業・経済	10

第3章 第1次基本計画の取組

1 第1次基本計画の成果と課題	11
2 主な事業内容	14

第4章 快適に暮らすことができるまち倉吉をつくる

1 計画のめざす環境像	21
2 基本目標	22

第5章 倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1 基本的事項	24
2 市域の二酸化炭素排出量の推計値	26
3 市域の再生可能エネルギーの活用状況	32
4 ゼロカーボンシティ宣言	35
5 市域の二酸化炭素排出量の削減目標	36

第6章 基本目標に向けて推進する施策

施策の体系	39
-------	----

基本目標Ⅰ 地球にやさしいまちを実現する

《倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）》

I-1	低炭素型のまちづくりを推進する	40
I-2	エネルギーの消費量を削減する	44
I-3	再生可能エネルギーを使用する	48
I-4	温室効果ガスの排出を抑制する	49

基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

II-1	大気を守る	51
II-2	悪臭の抑制されたまちをつくる	52
II-3	水を守る	53
II-4	騒音・振動の少ないまちをつくる	55
II-5	美化活動を推進する	56
II-6	美化活動を支援する	57
II-7	野焼きを禁止する	58
II-8	まちの清潔を保持する	59
II-9	伝統的景観と都市景観を守る	60
II-10	ペットを適正管理し、動物と共生する	61

基本目標Ⅲ 人と自然が共生するまちを実現する

III-1	豊かな農地を守る	62
III-2	健やかな森林を守る	63
III-3	野生動植物の生息・生育環境を守る	64
III-4	自然とのふれあいを進める	65

基本目標Ⅳ ごみの少ないまちを実現する

《倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）》

IV-1	ごみの排出量を抑制する	66
IV-2	リサイクルを推進する	70
IV-3	廃棄物を適正に処理する	72

基本目標Ⅴ 環境意識が高いまちを実現する

V-1	環境意識を醸成する	73
V-2	環境に関する情報を提供する	74
V-3	環境を監視し、注意喚起を促す	74

第7章 計画の環境指標

主要な環境指標	75
---------	----

第8章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	79
2 計画の推進主体(役割分担と連携)	79
3 計画の進行管理	80

資料

倉吉市環境基本条例	81
倉吉市環境審議会委員	83

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

| これまでの取組

本市では、2017（平成29）年2月に第2次倉吉市環境基本計画を策定し、環境問題への解決に向けて取り組んできました。

近年、私たちは地球温暖化が一因とされる気候変動による豪雨災害等の頻繁化・激甚化、海洋プラスチックごみ問題など地球規模の環境問題に直面しています。このような状況のもと、国際的にはSDGs（持続可能な開発目標）¹の取組が進められており、国の環境施策においても、環境・経済・社会の統合的向上を目指すとされています。

こうした環境問題や社会情勢の変化に対応し、本市の環境をより良いものとするため、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの前期計画を見直し、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの後期計画を策定することとします。

| 脱炭素社会の実現を目指す『カーボンニュートラル』

国は、2020（令和2）年10月に、「2050（令和32）年までに温室効果ガス²の排出を全体としてゼロにする、すなわち2050（令和32）年カーボンニュートラル³、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。この宣言を受けて、環境省では、2050（令和32）年に、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を実質ゼロ⁴にすることを目指す旨を首長が公表した地方自治体をゼロカーボンシティとしています。

本市においても、市民と事業者及び行政が一体となって地域の環境保全に取り組んでいき、二酸化炭素の排出実質ゼロを目指していきます。

| 市域の地球温暖化対策

鳥取県では、地球温暖化対策のためのパリ協定⁵の採択など、国内外で環境施策の大転換期を迎えていることを踏まえ、2020（令和2）年3月に本県の環境の保全や創造に関する施

¹ Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標です。

² 人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあります。温室効果ガスに占めるガス別排出量の割合では二酸化炭素が約77%を占めています。二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスです。

³ 人間活動によって排出される温室効果ガスを、植林や森林管理などの活動によってすべて吸収・除去することで、排出量を“プラスマイナスゼロ”にすることを意味します。

⁴ 経済活動など人為的に排出されている二酸化炭素と森林等の吸収源の吸収量による除去量を均衡させ、実質的な排出をゼロにすることをいいます。

⁵ パリ協定は第21回気候変動枠組条約締約国会議が開催されたフランスのパリにて2015年12月12日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定です。

策等の総合的な推進に向けた計画（環境基本計画）「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を策定されました。

鳥取県の環境基本計画には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）に基づく地球温暖化対策実行計画が内包されており、本市においても、鳥取県の環境基本計画と結びつきの強い、市域の地球温暖化対策実行計画を策定し、倉吉市環境基本計画（第 2 次）に内包します。

｜SDGs（持続可能な開発目標）との関連付け

本市では、2021（令和 3）年 3 月に策定した、『元気なまち、くらよし、未来へ!』を将来像とする「第 12 次倉吉市総合計画」において、「環境保全と循環型社会の構築」と「廃棄物減量と適正処理」などを、環境保全に関する施策として位置付け、持続可能な地域づくりを目指すため、SDGs の考え方を各施策に関連付けしています。「第 2 次倉吉市環境基本計画」では、環境施策のさらなる推進を図っていくことで、SDGs の取組にも貢献していきます。

2 計画の目的

倉吉市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を策定し、これを実施することにより、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを次世代へ継承していくための目標、施策の方向を示すことにより、人と自然が共生する循環型社会の構築をめざすことを目的とします。

3 計画の役割

本計画は、次のような役割を担います。

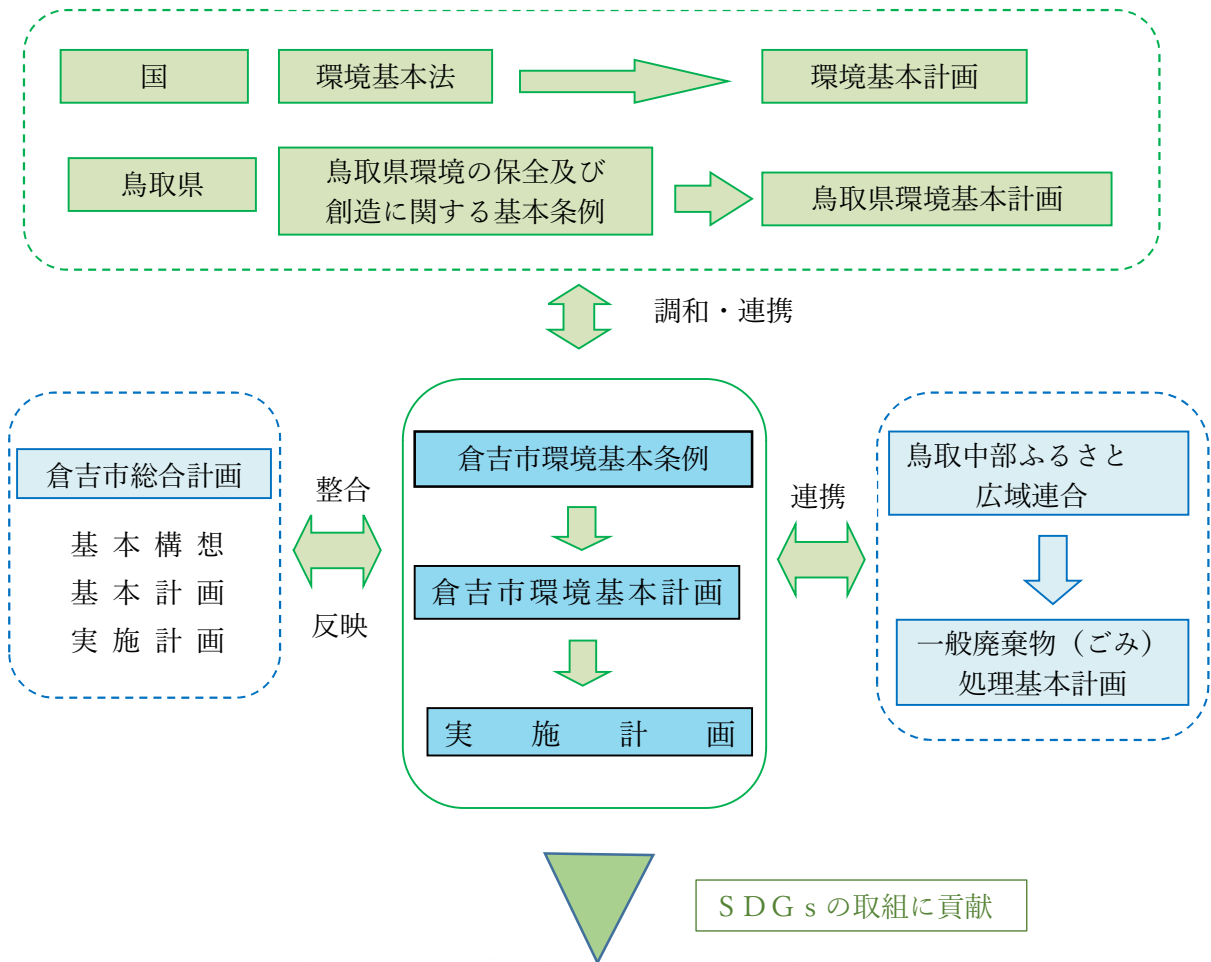
- (1) 倉吉市のめざす健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境像を示します。
- (2) 各分野の基本目標を設定し具体的な環境施策を示します。
- (3) 倉吉市・事業者・市民等の基本的な実践化できる取組を示します。

4 計画の位置付け

本計画は、国・鳥取県の環境基本計画と整合性を保ちながら、第 12 次倉吉市総合計画に掲げる環境関連事項について、倉吉市環境基本条例に基づき、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置付けます。

また、地球温暖化対策推進法第 19 条第 2 項に基づく「倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包するとともに、環境施策を図っていくことで、SDGs の取組に貢献します。

倉吉市環境基本計画の位置付け



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 計画の期間

計画の期間：2017（平成 29）年度から 2026（令和 8）年度まで（10 年間）

前期計画の期間：2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度まで（5 年間）

後期計画の期間：2022（令和 4）年度から 2026（令和 8）年度まで（5 年間）

6 計画の対象範囲

本計画は、倉吉市全域を対象とし、地球環境問題への取組をはじめ公害の防止、生活環境の保全、自然環境の保全、循環型環境等、鳥取県や近隣自治体等の関係機関との連携を図る必要がある事項については、必要に応じて対象の範囲とします。

本計画の対象とする環境の範囲

対象分野は、倉吉市環境基本条例を踏まえて次のとおりです。

環境の分類	対象（環境の要素）
地球環境	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー等
生活環境	大気・水、公害、緑化、まちの景観と環境美化等
自然環境	農地・森林、河川、野生動植物等
循環型環境	ごみの減量、ごみの適正処理、ごみの資源化・リサイクル等
環境意識	環境教育・学習、人材育成・活用、環境情報、市民参画・協働等

第2章 倉吉市の概要

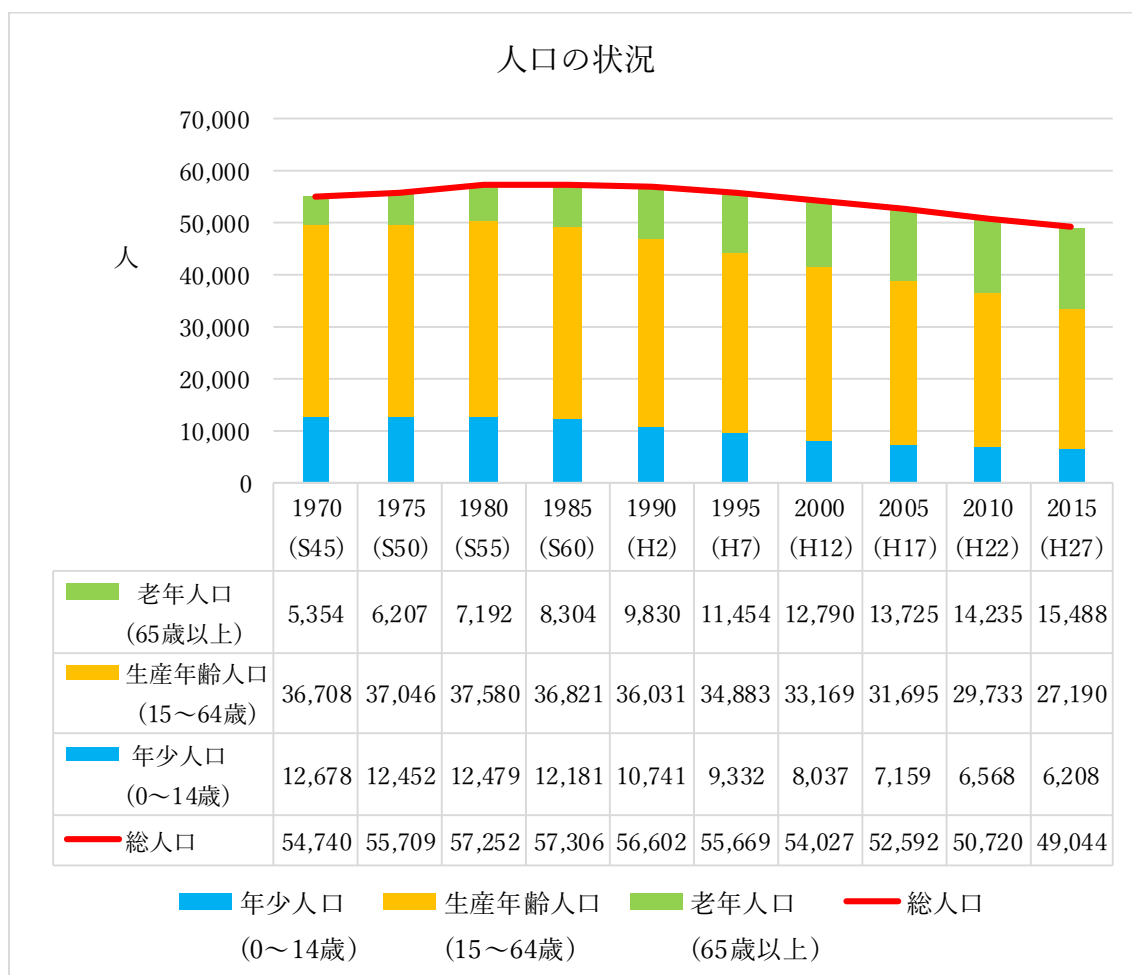
1 総人口の推移

人口の状況

人口の推移をみると、総人口は1985（昭和60）年をピークに減少が続き、2015（平成27）年は49,044人となっています。

年齢3区分別の人口構成割合の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は低下が続いています。逆に、老年人口は一貫して上昇が続いています。

図表1



- ・総人口には、年齢不詳を含む場合があるため、年齢区分別の合計と一致しない年があります。
- ・平成12（2000）年以前の数値は、全ての年に旧関金町分を含みます。

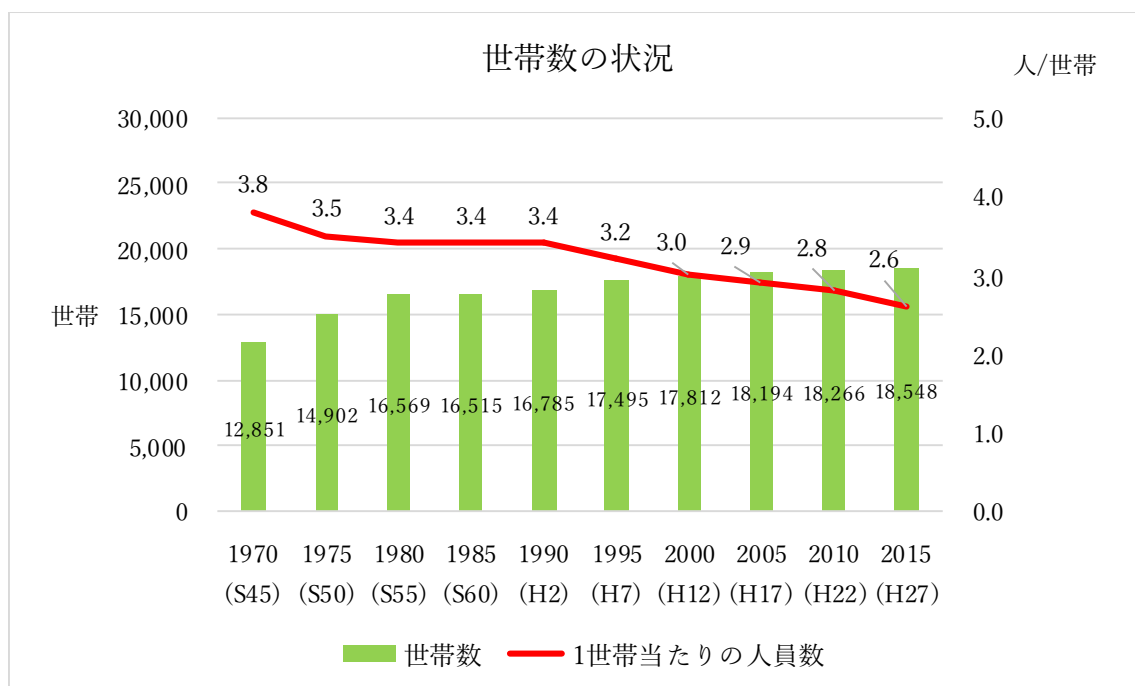
資料：国勢調査

世帯数の状況

世帯数の推移をみると、1980（昭和 55）年から 1990（平成 2）年にかけて横ばいとなった後、増加しています。2010（平成 22）年からは微増となっています。

1 世帯当たりの人員数は、1970（昭和 45）年の 3.8 人から 2015（平成 27）年の 2.6 人まで一貫して減少しています。

図表 2



- ・昭和 55(1980)年から平成 12(2000)年の数値は、旧関金町分を含みます。
- ・昭和 50(1975)年以前の数値は、旧関金町分を含みません。
- ・昭和 40(1965)年の 1 世帯当たりの人員数は、数値が不明のため記載していません。

資料：国勢調査

2 位置・地勢

倉吉市は鳥取県のほぼ中央に位置します。2005（平成 17）年 3 月 22 日に旧関金町と合併して新倉吉市となり、鳥取県で 3 番目の面積となっています。

南は岡山県真庭市の蒜山地域と接しています。総面積は 272.06 km²を有し、森林・原野の面積が約 4 割、農地が約 2 割で豊かな自然環境があります。最東端は東経 133 度 53 分（栗尾）、最西端は東経 133 度 34 分（関金町野添）、最南端は北緯 35 度 18 分（関金町山口）、最北端は北緯 35 度 29 分（穴窪）の地点にあって、北は日本海にそそぐ天神川流域に発達し、恵まれた自然と古い歴史を持った城下町です。

倉吉市の市域は、大きく倉吉盆地・北条平野・灘手低湿地帯・大山火山灰台地・山地の 5 つの地形に区分することができます。このうち、北部は倉吉盆地・北条平野・灘手低湿地帯で、これらは一括して倉吉平野と称され、豊かな水田地帯が広がり早くから人々の生活と生産の舞台となっています。南西部は大山火山灰台地で、大山山麓に及ぶ天神野台地、久米ヶ原台地に大山黒ぼくが表層を覆っており、畑地帯が形成されています。南部は主に山地で、森林地帯が広がっています。

河川は、大山の東山麓を源とする関金町から流下する小鴨川に、西側から多くの支流を持つ国府川が市街地の北西部で合流し、これが上灘地区北方で三朝町から流下する県下 3 大河川の一つである天神川と合流し、北栄町と湯梨浜町の境界線を北流して日本海にそそいでいます。



3 気象

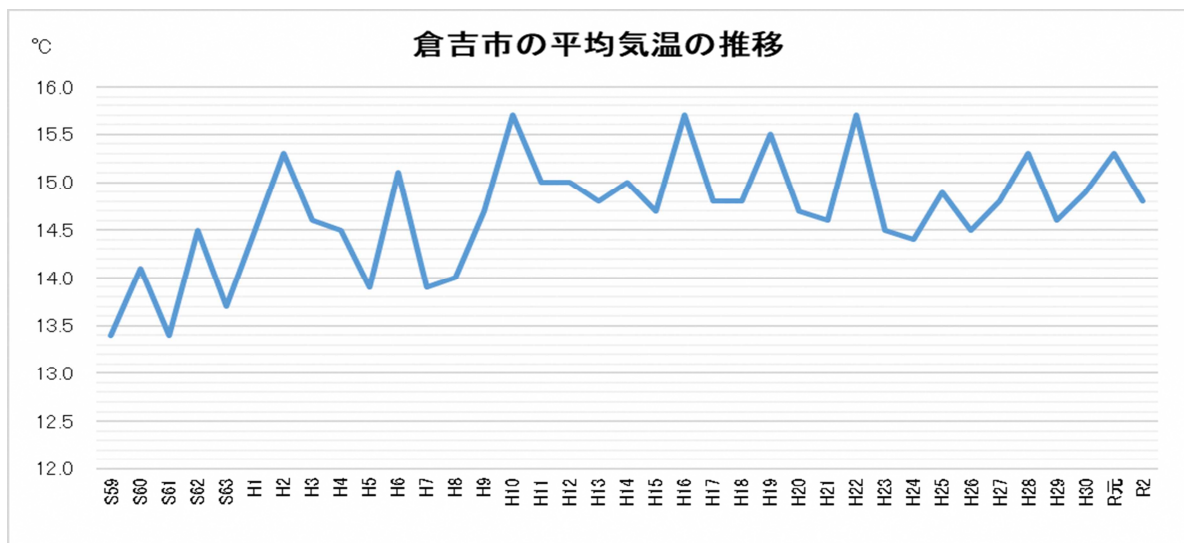
本市の位置する鳥取県の気候は比較的で温暖で、春から秋は好天が多く、冬には降雪もあるなど、四季の移り変わりは鮮やかです。降雪・積雪が多く、豪雪地帯に指定されています。

本市の気温の推移

近年、気温の上昇傾向が見られます。

図表 3

資料：気象庁ウェブサイト

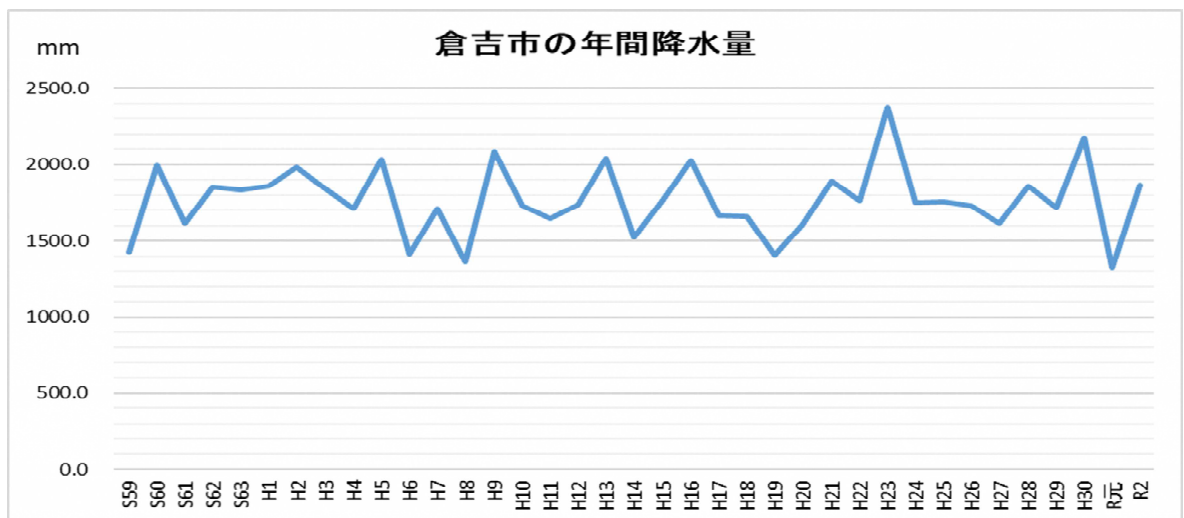


本市の年間降水量の推移

降水量は年によって変動はあるものの、増加傾向は見られません。

図表 4

資料：気象庁ウェブサイト



年間積雪量の推移

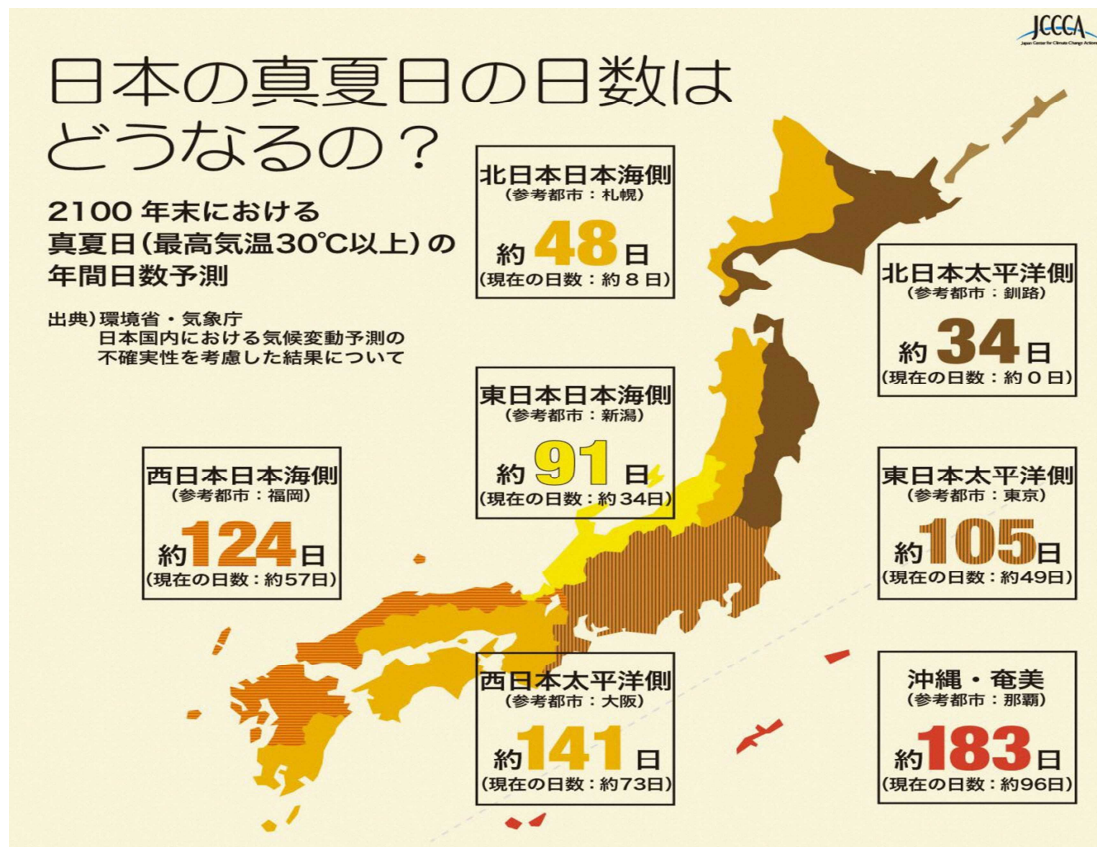
積雪量は年によって変動はあるものの、減少傾向が見られます。

図表 5

資料：気象庁ウェブサイト



図表 6 温暖化が最も進めば、真夏日が今世紀末には全国平均で約53日増

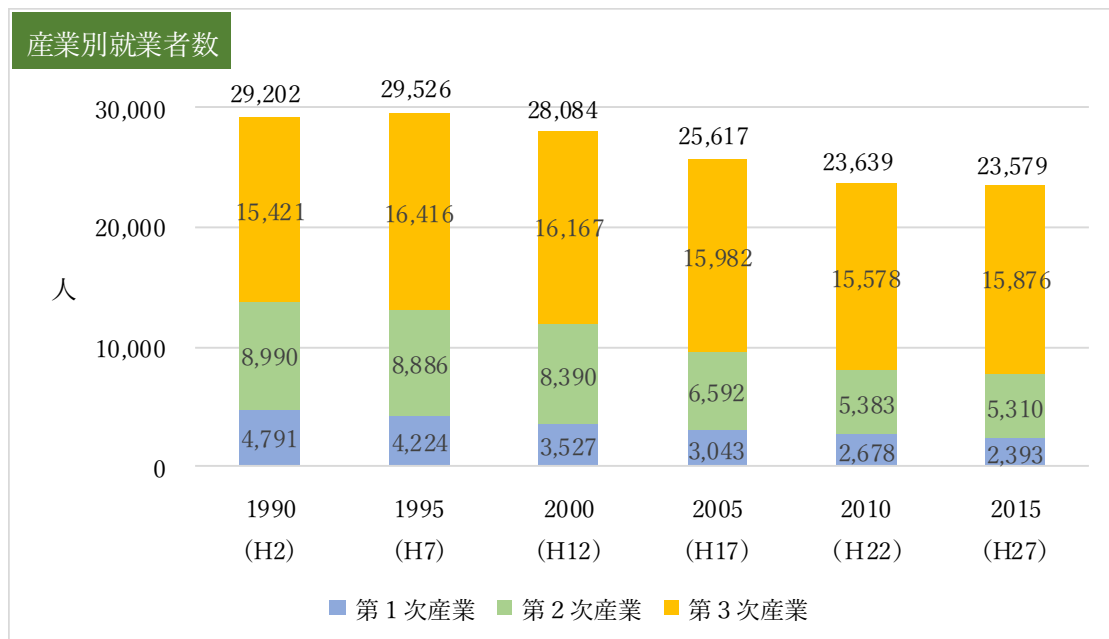


出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト <https://www.jccca.org/>

4 産業・経済

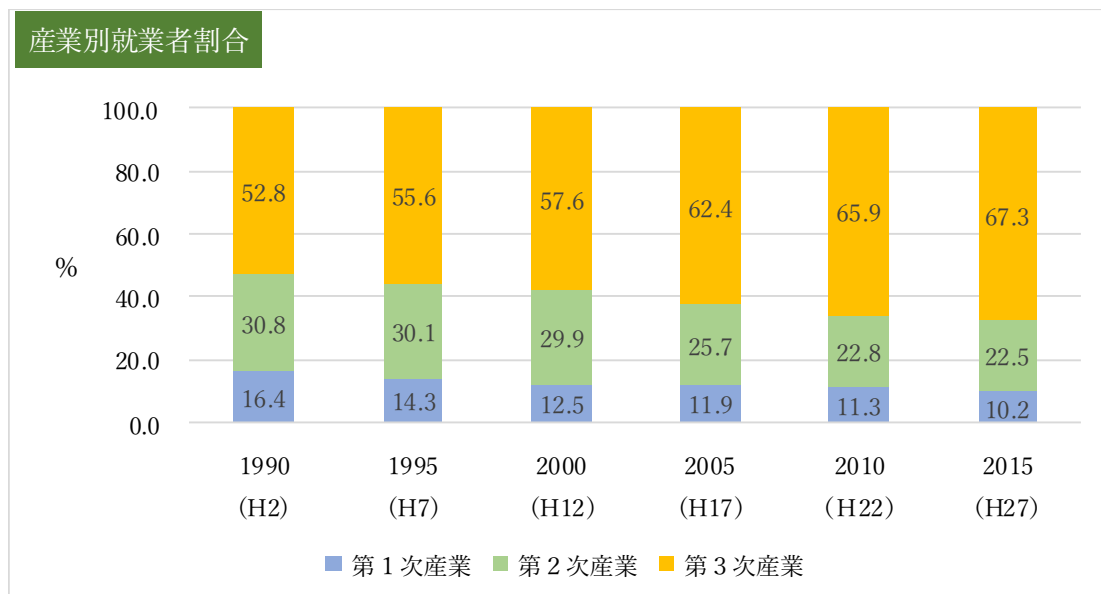
本市の就業者数は、産業別では、第1次産業、第2次産業での減少が続いています。産業別就業者割合では、第1次産業、第2次産業の減少が続き、2015（平成27）年には、第3次産業の就業者割合は、全体の7割近くを占めるようになっていきます。

図表7



2000（平成12）年以前の数値は、すべての年に旧関金町分を含みます。資料：国勢調査

図表8



2000（平成12）年以前の数値は、すべての年に旧関金町分を含みます。資料：国勢調査

第3章 第1次基本計画の取組

1 第1次基本計画の成果と課題

2005(平成17)年に策定した第1次基本計画に定める環境像「環境モデル都市倉吉をつくる」をめざして、倉吉市・事業者・市民の取り組みを示し環境施策を推進してきました。

循環型社会の実現に向け資源を有効活用するとともに、ごみの発生抑制や再資源化と適正処理に取り組むため、地区毎にごみ減量推進員研修会や自治公民館での学習会を開催する等、ごみの分別方法を周知し実効性のあるごみ減量化とごみのリサイクルに努めてきました。

2015(平成27)年度市民意識調査結果(回答者数：1,050人)によると、環境に関する分野では、倉吉市で「景観の保全や緑化の推進の取り組みが進んでいる」と答えた人は39.9%、「森林が保全されていることを大切だと思う」と答えた人は95.5%で、2011(平成23)年度から2015(平成27)年度まではほぼ95%を超えています。

また、「日々の暮らしの中で、ごみの分別、資源回収、節電など心掛けている」と答えた人は93.2%で、2011(平成23)年度から2015(平成27)年度まではほぼ94%で推移しています。市民の環境への関心は高まりつつあり、自らできることを意識しながら行動に移していくことが求められます。

さらに、環境教育の充実を図り、人材の育成と活用や環境学習、保全活動の推進が必要です。

<主な事業概要>

(1) 地球環境（地球温暖化防止）

- ① 再生可能エネルギーの導入については、住宅用太陽光発電システム等の設置を推進し、地球環境への負荷の低減と環境保全意識の高揚を図り、二酸化炭素削減に向けた環境にやさしいまちづくりに努めました。
- ② 倉吉市は地方公共団体として、2002(平成14)年度から「環境モデル都市をめざした倉吉市行動計画」(倉吉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))に基づき、市民・事業者の模範となるよう環境負荷の少ない物品の購入やリサイクルの推進、省エネ等、倉吉市の事務事業を実施する際に環境に配慮した行動の実践に努めました。
- ③ 社会全体を環境負荷の少ない持続可能な社会に変えていく必要があるとの認識の下、深刻化してきた地球温暖化や自然環境の多様性の損失等への対応も踏まえ、バイオマス(汚泥)の熱源利用の事業化や森林資源を有効活用した木質(竹)バイオマス発電等の導入に向け、事業者等と調査・研究協議を行ってきました。

(2) 生活環境（アスベスト、公共用水域・事業所排水水質、騒音、振動、悪臭）

① 公害防止対策では、公害の未然防止を図るために環境測定を実施しています。

（アスベスト検査（適宜）、公共用水域水質検査（鉢屋川、絵下谷川、鴨川、計5箇所）、事業所排水水質検査（7箇所）、自動車騒音監視業務（3箇所）、悪臭物質測定（2箇所）
なお、国土交通省の2013(平成25)年水質調査で小鴨川が、2015(平成27)年水質調査で天神川・小鴨川の2河川が「最も良好」と判定されています。

② 悪臭防止において、市民へごみの屋外燃焼行為（以下「野焼き」といいます。）の禁止の普及啓発に努めました。

(3) 動物愛護事業

① 動物愛護事業では、「動物の愛護及び管理に関する法律」が2013(平成25)年の法改正により、飼い主やペット業者の責任や義務が強化され、事業者や飼い主はペットが死ぬまで飼いつける責務（終生飼養）があること等が明記され、市民の動物愛護意識の高揚に努めました。

② 近年、動物を巡る近隣でのトラブルが日々発生しています。特に、飼い主のいない猫の苦情・相談が多く寄せられています。

こうした状況を踏まえ、飼い猫の室内飼いを推進するとともに、2014(平成26)年度から県内初の飼い主のいない猫に避妊や去勢のための手術を受けさせる取り組みを支援し、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し生活環境の保全に努めました。

(4) 自然環境（大気・水・河川・森林保全）

① 大気汚染については倉吉保健所で観測され、光化学オキシダントやPM2.5を除いて環境基準を達成しています。

② 生活排水の適正処理については、水質汚濁につながる生活排水が公共用水域の水質に与える負荷が大きいため、公共下水道の整備や農業（林業）集落排水施設・合併処理浄化槽の設置を推進しました。

③ 安全で良質な水の安定供給については、上水道・簡易水道において施設設備の適正な維持管理に努めるとともに、老朽管の敷設替え等を計画的に進めてきました。専用水道・小規模水道施設については、施設整備に対する支援に取り組み水質管理に努めました。

④ 河川の保全については、国土交通省や鳥取県と連携し天神川水系の水質汚濁防止や維持管理に努めました。

⑤ 森林保全については、地域の快適な自然環境を保全し森林の持つ多面的機能を発揮させる観点から、森林の構成維持に努めました。

(5) 循環型環境（ごみの減量化とリサイクルの推進）

- ① 1996(平成8)年4月のほうきリサイクルセンターの運用開始に合わせ、1995(平成7)年10月から中部地区全体でごみの分別収集に取り組み、焼却ごみの減少によりダイオキシン類の発生や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制することができました。
- ② 2004(平成16)年1月からビンだけを分別収集し再生することにより、埋め立て処理のビンが減少しました。
- ③ 2005(平成17)年度4月からごみ袋を有料化したことをきっかけに、市民のごみ減量化や分別収集に関心が高まってきました。
- ④ 資源ごみの再利用を推進しごみの減量化を図る目的として、資源ごみ回収に協力する団体に対し回収量に応じた報償金を交付し、自治公民館や地域活動団体等による再生資源回収が実施されてきました。(2015(平成27)年3月末現在：登録団体247)
- ⑤ 2015(平成27)年4月から小型家電回収を本格化し、2023(平成35)年まで一般廃棄物最終処分場クリーンランドほうきの延命化が図られてきました。
- ⑥ ごみ収集では、全市がステーション方式によるごみ収集となるようごみ集積場未設置自治公民館へごみ集積場整備費補助金制度を周知するとともに指導・助言等を行う等、ごみ集積場設置やごみステーション化の推進を図りました。
(2015(平成27)年11月末現在、可燃ごみ1,050箇所、不燃ごみ852箇所、再生資源326箇所設置。戸別収集地域：市街地を中心に14町内)
- ⑦ 清掃活動は、春の天神川流域清掃や地域毎の一斉清掃、各種団体と倉吉市が連携した玉川清掃、秋の全市一斉清掃が定着しました。
- ⑧ 不法投棄の防止については、市報・ホームページ等の広報活動や啓発看板の設置とともに、監視カメラを設置する等、鳥取県や倉吉警察署と連携して原因者を特定する等、不法投棄抑止の監視強化に努めました。
- ⑨ 災害廃棄物処理については、地震等災害が発生した場合に災害廃棄物の処理等を速やかに行うため、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、2014(平成26)年10月に倉吉市をはじめ中部地区4町と一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会と協定を締結しました。また、2015(平成27)年2月に鳥取県中部清掃事業協同組合や鳥取県清掃事業協同組合と協定を締結しました。

(6) 環境教育・学習

環境教育・学習については、認定こども園・幼稚園・保育所、児童館、小・中学校と連携し、こどもエコクラブ活動を支援してきました。次世代を担う子どもたちが主体的に行う環境教育活動を支援することにより、人間と環境の関わりへの理解を深め、将来にわたる環境保全への高い意識の醸成に努めました。

2 主な事業内容

基本目標	事業実績
<p>(1) 地球環境 (地球温暖化防止)</p>	<p>地球温暖化防止対策</p> <p>○倉吉市では、地球温暖化防止対策として二酸化炭素(CO₂)の排出抑制のため、電気、LPガス、ガソリン、灯油、軽油、重油等の使用量削減に取り組み、省エネルギー・省資源に努めてきましたが、二酸化炭素排出量は増加しました。</p> <p><倉吉市役所施設の排出量(市長部局)></p> <p>2010(平成22)年度温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)4,527トン 2014(平成26)年度温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)5,849トン</p> <p>○住宅用太陽光発電システムの設置費を補助することにより2009(平成21)年度から2014(平成26)年度までに456基、最大出力合計2,092.16kWの住宅用太陽光発電システムを導入しました。</p> <p>また、市内各所で事業用太陽光発電システムの設置が進み、太陽追尾型等、先進のものも導入されています。</p> <p>○2015(平成27)年11月現在、市内18箇所に急速充電器や普通充電器が設置される等、電気自動車をはじめハイブリッド車やクリーンディーゼル車等のエコカー普及とエコカー使用者の利便性の支援が進んでいます。</p> <p>○2002(平成14)年度から、倉吉市は地方公共団体として、市民・事業者の模範となるよう環境負荷の少ない物品の購入やリサイクルの推進等、環境に配慮した行動を取り組んできました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生紙の利用促進 ・省エネ型機器の導入 ・省エネルギーの推進(照明のLED化導入:2012(平成24)年度本庁舎2階窓口部分、2013(平成25)年度主な執務室等に約1,000本設置) ・資源・エネルギー利用の節約(電気の節約、節水の推進、リサイクルの推進等) ・環境汚染の防止
<p>(2) 生活環境 (アスベスト、公共用水域・事業所排水水質、騒音、振動、悪臭)</p>	<p>1 環境に対する監視・調査体制の整備</p> <p>○アスベスト検査は、市有施設で適宜行ってきました。(2014(平成26)年度実績7箇所)</p> <p>○公害対策においては、公共用水域水質検査(5地点)、事業所排水水質検査(7箇所)、悪臭物質測定(2箇所)、自動車騒音監視(3箇所)等の環境測定を行っています。</p>

<p>(3) 動物愛護活動</p>	<p>2 騒音・振動が少ないまちをつくる</p> <p>○騒音の苦情は、過去3年間で8件(2013(平成25)年度1件、2014(平成26)年度4件、2015(平成27)年度3件)あり、原因者へ適切に指導してきました。</p> <p>今後も、生活環境の保全、快適な環境の確保を図るため自動車騒音(3箇所)を測定し監視を実施します。また、深夜の騒音苦情にも適切に対応します。</p> <p>○振動についての苦情はありませんでした。</p> <p>3 悪臭のないまちづくり</p> <p>○近年、野焼きの苦情が増加傾向にあり、野焼き禁止の原則の周知に努めてきました。(大気汚染・悪臭の苦情件数：2013(平成25)年度0件、2014(平成26)年度5件、2015(平成27)年度14件)</p> <p>4 土壌汚染と地盤沈下の防止</p> <p>○土壌汚染と地盤沈下の発生については、現在、報告はありません。</p> <p>○飼い主や事業者、市民へペットの終生飼養等、動物愛護意識の高揚に努めました。2014(平成26)年度から飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費の支援を開始しました。</p> <p><飼い主のいない猫の避妊・去勢手術補助実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2014(平成26)年度 27件(7月～3月) ・2015(平成27)年度 92件(4月～3月) 												
<p>(4) 自然環境 (大気・水・河川・森林保全)</p>	<p>1 大気</p> <p>○自動車の二酸化炭素排出量の抑制では、エコカー等、環境への負荷が少ない自動車の利用や公共交通機関の利用促進を図るためノーマイカーデーの周知に努めてきました。しかし、移動距離や目的に応じたマイカーから公共交通機関の利便性の確保や自転車の利活用等が課題です。</p> <p>2 水の保全</p> <p>○下水道等の整備や接続率(2015(平成27)年度末現在、78.4%)が進み公共用水域の水質が向上しました。</p> <table border="0" data-bbox="478 1836 1085 1993"> <tr> <td>玉川(宮川町)</td> <td>BOD(単位:mg/L)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2005(平成17)年</td> <td>平均値 1.9</td> <td>75%値 1.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2013(平成25)年</td> <td>平均値 0.7</td> <td>75%値 0.8</td> <td></td> </tr> </table>	玉川(宮川町)	BOD(単位:mg/L)			2005(平成17)年	平均値 1.9	75%値 1.9		2013(平成25)年	平均値 0.7	75%値 0.8	
玉川(宮川町)	BOD(単位:mg/L)												
2005(平成17)年	平均値 1.9	75%値 1.9											
2013(平成25)年	平均値 0.7	75%値 0.8											

※BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。この数値が大きいほど河川は汚れています。

○生活排水未処理人口（単独浄化槽人口約 2,500 人含む）10,743 人（2015(平成 27)年 3 月 31 日現在）の削減が課題です。

○油流出等、水質汚濁事故には関係機関と連携し原因者を特定し、指導と迅速な対応に努めました。

（水質汚濁苦情件数：2013(平成 25)年度 0 件、2014(平成 26)年度 4 件、2015(平成 27)年度 9 件）

3 河川の保全

○国土交通省等と連携し水質汚濁を防止するとともに、地域活動団体、ボランティア団体と天神川流域一斉清掃に取り組んできました。

4 森林の保全

○スギ・ヒノキ等の人工林（8,265ha）から木材生産を促進するため、集約化団地づくり、林道・作業道の整備、高性能林業機械を導入し低コスト化を推進する等、森林保全に努めました。

○また、竹林が里山の人工林や天然林、耕作放棄地等に拡大しており、造林等における竹林の除伐・皆伐によるクヌギ等の造林、タケノコ栽培林化による竹林の適正管理の推進に努めました。

5 公園・緑地等の保全

○主要な観光スポットである白壁土蔵群・赤瓦周辺や八橋往来等、歴史的・文化的景観の町なみの保持に努めました。

○スダジイ等の原生林が多く植生する打吹山周辺の打吹公園は、さくら名所 100 選、森林浴の森 100 選や日本都市公園 100 選に選定された総合公園となりました。

（2015(平成 27)年 3 月 31 日現在、市内 25 箇所 76.29ha の都市計画公園が計画決定しています。）

6 景観の保全

○近年、幹線道路沿道における屋外広告物や遊休農地・耕作放棄地の増加等、良好な景観の保全・形成を阻害する要因が増えつつあります。

(5) 循環型環境
(ごみの減量化とリサイクルの推進)

1 ごみの発生防止

○2014(平成 26)年度の家系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量は 504 g /人日で、2005(平成 17)年度の 526g/人日と比べて 4.2%減少していますが、ごみの排出量が減少した要因は人口の減少や減量化が進んだためと推測されます。

しかし、ほうきリサイクルセンターへの搬入量が 2015(平成 27)年は、特に前年に比べ可燃ごみ 204.17 トン、可燃粗大ごみ 63.00 トン増加し、新たに小型家電 32.29 トンが排出されており、市民のごみ減量意識とごみの減量化が課題です。

中部地区全体では、事業系ごみの搬入量が増加傾向です。(可燃ごみ：2014(平成 26)年度 7,285 トン→2015(平成 27)年度 7,430 トン)

2005(平成 17)年度 ごみ排出量 17,103 トン
 2014(平成 26)年度 ごみ排出量 15,099 トン
 15.7%減 (目標 5 %減) 倉吉市調べ

ほうきリサイクルセンターごみ搬入量 (単位：トン)

	倉吉市ごみ搬入量
2009(平成21年度)	15,151.25
2011(平成23年度)	15,035.33
2012(平成24年度)	15,063.46
2013(平成25年度)	15,179.95
2014(平成26年度)	15,222.00
2015(平成27年度)	15,497.59
前年増減	275.59
前年増減比	1.81%

ほうきリサイクルセンター調べ

※2010(平成 22)年度のデータはありません。

2 リサイクルの推進

○市民の分別収集の意識が向上し徹底が図られ、資源ごみ回収団体の取り組みも定着し、リサイクル品目 (缶類、びん類、ペットボトル、新聞・チラシ類、雑紙類、段ボール、古紙、布類、発泡スチロール、廃食油、牛乳パック類、小型家電) が増えたことによりリサイクル率が向上しました。

2005(平成 17)年度 リサイクル率 17.6%
 2014(平成 26)年度 リサイクル率 24.0%
 (目標 20%) 倉吉市調べ

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生使用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}}$$

(単位：kg)

	平成17年度	平成26年度
直接資源化量	2,207,347	3,820,557
ごみ処理量	19,310,477	18,919,227
集団回収量	957,070.4	659,772.0
施設処理に伴う資源化量	392,580.0	210,000.0
リサイクル率	17.6%	24.0%

倉吉市調べ

3 廃棄物の適正処理

- 一般廃棄物の野焼き、産業廃棄物の不法投棄等不適正な処理が見受けられます。(2016(平成 28)年 2 月 29 日現在：不法投棄未処理事案 22 箇所)
- 不法投棄の防止対策では、鳥取県・倉吉警察署と連携し、不法投棄パトロールを実施するとともに、監視カメラを設置し不法投棄者を特定する等、不法投棄の抑止に努めました。

4 環境の美化推進

- 自治公民館をはじめ、地域活動団体等によるまちの清掃活動が継続的に実施され、引き続き美観が保たれるよう環境美化活動の支援に努めました。
- 道路沿いや河川等に、ごみやタバコ等のポイ捨てや犬のフンの放置が見受けられ、市民や事業者へごみ等のポイ捨てをしないよう啓発に努めました。

<p>(6) 環境教育・学習</p>	<p>1 環境啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○清潔な環境を守るため、自治公民館や地域活動団体による全市一斉清掃の実施や町内清掃の取り組みが行われています。 ○自治公民館やごみ減量推進員を対象にごみ分別収集と減量に関する学習、こどもエコクラブ活動を支援する等、環境への意識を高める取り組みを推進しました。 ○地域活動団体や中部産業廃棄物協議会等の協力による不法投棄回収活動を行うことにより、不法投棄防止の啓発活動に努めました。 <p>2 環境に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治公民館やごみ減量推進員を対象にごみ分別収集学習会を開催する等、情報提供や普及啓発に努めました。 <ul style="list-style-type: none"> ・自治公民館ごみ分別収集・減量化学習会 ・ごみ減量推進員研修会 ・市報、ホームページ、チラシ配布、啓発看板の設置等で普及啓発 ・苦情対応等による啓発 <p>3 野生動植物の生息・生育環境を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園・幼稚園・保育所、児童館、小・中学校と連携し、こどもエコクラブ活動の支援を通じて、次世代の子どもたちの動植物の生息・生育環境や自然環境への関心が高まっています。 (会員数：2013(平成 25)年度 1,295 人、2014(平成 26)年度 1,176 人、2015(平成 27)年度 1,337 人、サポーター含む) <p>4 自然とのふれあいを進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民が身近に自然とふれあえる場として、河川の水辺を活用した親水公園の整備に努めました。 ○倉吉市の緑を守り育てる条例に基づき、緑の保全や緑化の推進に努め支援や情報提供を行っています。また、倉吉市に残る豊かな緑に親しみ、緑を大切にする心を育んでもらうよう、「緑の日」関連事業を開催してきました。 ○自然ウォッチング活動を通じて、自然体験や動植物の自然観察の場を提供する等、自然とのふれあいを推進しています。 ○市民団体等による環境学習・自然学習が取り組まれています。
------------------------	--

	<p>倉吉市環境審議会の開催</p> <p>○必要に応じて環境施策に関する重要事項について、倉吉市環境審議会で審議してきました。今後は、この計画の施策の進捗状況等を年次報告し、施策見直し等の提言をいただき公表していく必要があります。</p> <p><これまでの審議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1996(平成8)年度 (株)倉吉インターヒルズゴルフクラブの「環境保全に関する覚書」の改定に対する審議 ・1997(平成9)年度 「地域高規格道路北条湯原道路」一般国道313号北条倉吉道路環境影響評価に対する審議 ・2000(平成12)年度 倉吉市環境基本条例の制定に対する審議 ・2004(平成16)年度 倉吉市環境基本計画の内容に対する審議 ・2008(平成20)年度 倉吉市ポイ捨て等禁止条例の制定に対する審議
--	--

第4章 快適に暮らすことができるまち倉吉をつくる

1 計画のめざす環境像

倉吉市環境基本条例等を踏まえ、この計画を進めていくうえでの将来のあるべき姿をめざす環境像を次のように示します。

「快適に暮らすことができるまち倉吉」

私たちは、美しい日本の歴史風土 100 選に選ばれた伯耆国の国庁跡、国分寺跡、陣屋町、倉吉の町なみがあり、中でも重要伝統的建造物群保存地区や酒と醤油の香るスポットとして「かおり風景 100 選」に認定されている白壁土蔵群・赤瓦周辺の町なみのほか、「森林浴の森日本 100 選」「日本の都市公園 100 選」「さくら名所 100 選」に選定された打吹山・打吹公園等、豊かな自然と調和した古い歴史のある城下町を大切にしていきます。

また、森林資源を新たなバイオマス資源として利活用し、化石燃料の消費削減や温室効果ガスの排出削減をめざし、新エネルギーの地産地消による循環型社会の実現に向けて、木質バイオマスエネルギーの事業化について調査・研究に努め、地域の経済循環を図り地域活性化へつなげていきます。

この豊かな自然にあふれた「ふるさと・倉吉」に強い愛着と誇りを持ち、倉吉市・事業者・市民等が一体となり、倉吉市の歴史と文化の薫る美しい自然環境や文化環境を守り育て、だれもがいつまでも住み続けたい、暮らしてみたいと思える魅力とうるおいに満ちあふれた「快適に暮らすことができるまち倉吉」の実現に向け、将来にわたって自然との共生と循環型社会の構築を創りだし、次世代へ継承していく役割と責務があることを認識するために、この環境像を掲げます。

2 基本目標

5つの基本目標とSDGsとの関連を以下のとおり整理します。

基本目標 I 地球にやさしいまちを実現する（地球温暖化対策実行計画）



「基本目標」領域・SDGs



私たち自身の日常生活や事業活動が環境へ負荷を与えることを認識し、地域での協働した環境保全への取り組みに参画する等、貴重な資源・エネルギーを有効に活用するとともに地球温暖化防止対策を推進し、環境への負荷の少ない低炭素型社会のまちづくりをめざします。

基本目標 II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する



「基本目標」領域・SDGs



私たちは、きれいな空気の中で生活ができ、清らかでおいしい水を飲み続けられ、騒音・振動・悪臭が少なく、公害や有害物質等の影響がない、人が健康で安心して暮らすことのできる良好な生活環境や都市環境が確保されたまちづくりをめざします。

基本目標 III 人と自然が共生するまちを実現する



「基本目標」領域・SDGs



私たちは、自然のもつ働きや仕組みを理解し生態系を守るため、清らかな水と緑のあふれる自然環境を保全する取り組みを実践するとともに、農地・森林保全を進め自然の循環が保たれた人と自然が調和したまちづくりをめざします。

基本目標 IV ごみの少ないまちを実現する（地球温暖化対策実行計画）



「基本目標」領域・SDGs



私たちは、『混ぜればごみ、分ければ資源“もったいない”』を合言葉に、ごみとなるものを持ち込まない「リフューズ（Refuse）；断る」を起点に、ごみを抑制する「リデュース（Reduce）；ごみを減らす」、繰り返し使う「リユース（Reuse）；再使用する」、資源として再生利用する「リサイクル（Recycle）；再生利用する」の取り組みによる4つの「R」から始まる行動を、倉吉市全体で活発に展開し、資源として活かす持続可能な循環型社会の構築されたまちづくりをめざします。

基本目標 V 環境意識が高いまちを実現する



「基本目標」領域・SDGs



私たちを取り巻く環境問題は、今や行政だけで解決することは困難になっています。より多くの事業者、市民等が倉吉市との協働による環境保全活動を求められていることを踏まえ、環境情報や学習機会の提供に努め、私たちの環境意識が高まり、実践できるまちづくりをめざします。

第5章 倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1 基本的事項

計画の背景

- 2015（平成27）年12月のパリ協定の採択を踏まえ、国は2016（平成28）年、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。2020（令和2）年3月に策定された鳥取県の環境基本計画では、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策実行計画が内包されています。
- 本市においても、地球温暖化対策を推進するため、第2次倉吉市環境基本計画の見直しに併せて、倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定します。

位置付け

- この計画は、地球温暖化対策推進法第19条第2項に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）です。市域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を実施します。

計画の対象する温室効果ガス

- 温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素を対象とします。

計画の対象範囲

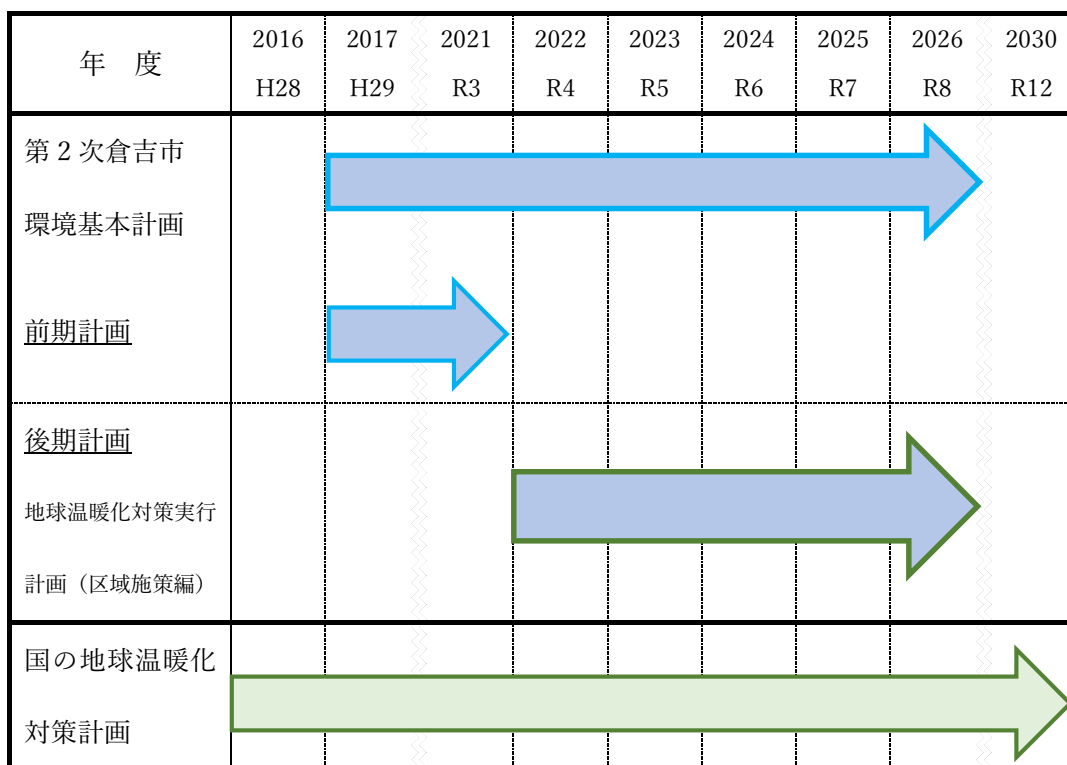
- 計画の対象とする範囲
対象とする範囲は、市内全域とします。
- 計画の対象とする分野
対象とする分野は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門です。

対象部門	対 象
産業部門	第1次産業 農林業・第2次産業 製造業、建設業、鉱業 (製品の輸送など 運輸に関するものは除く)
業務その他部門	産業部門に属さない第3次産業 (卸・小売業、飲食店、サービス業、医療、公務など)
家庭部門	家庭内 (自動車など運輸に関するものは除く)
運輸部門	人の移動や物資輸送にかかわるもの (輸送形態は自動車、鉄道に区分)
廃棄物部門	一般廃棄物

計画の期間及び基準年度

- 計画の期間は、2022（令和4）年度から第2次倉吉市環境基本計画の最終年度2026（令和8）年度までの5年間とします。
- 計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画と整合性を図り、2013（平成25）年度とします。

図表9



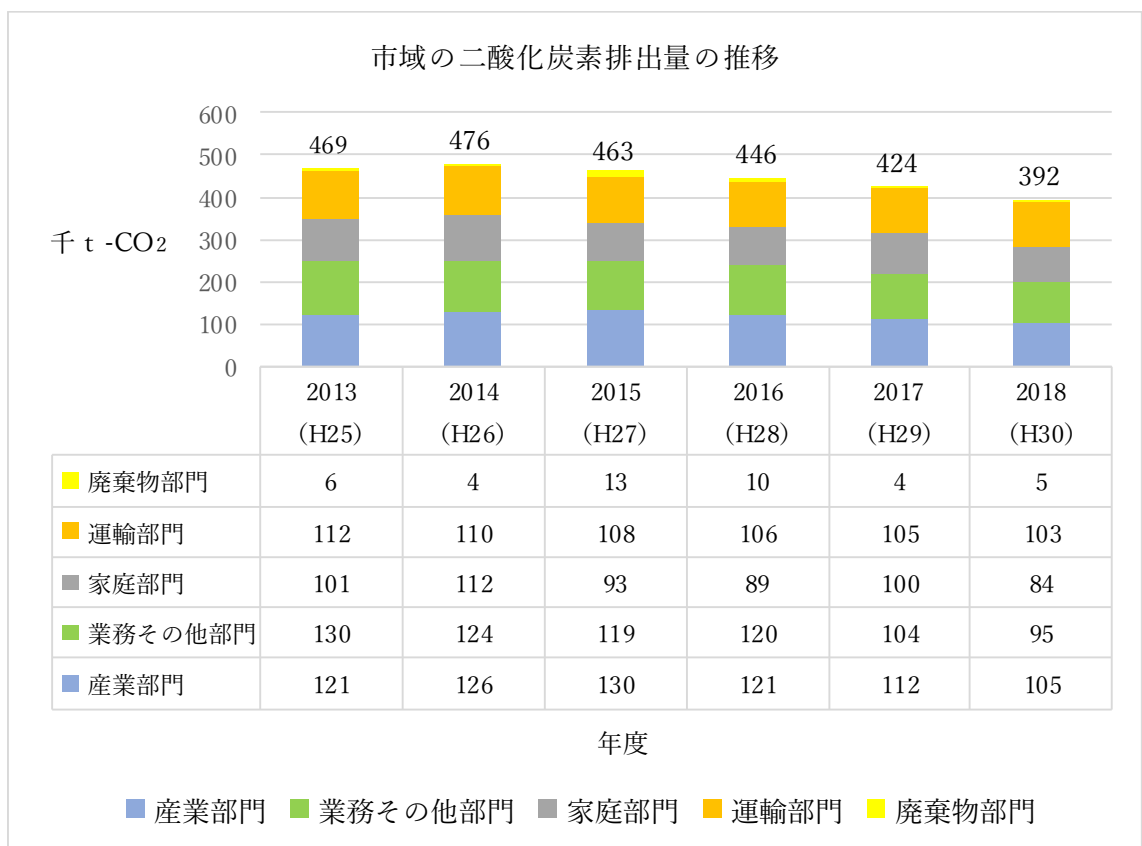
2 市域の二酸化炭素排出量の推計値

| 全部門

○市域の 2018（平成 30）年度の二酸化炭素排出量は、基準年度 2013（平成 25）年度比で、77 千 t -CO₂（16.4%）減少しました。過去 5 年間で減少傾向が続いています。

○「産業部門」「業務その部門」は減少傾向、「運輸部門」は横ばいで推移しています。「家庭部門」は増減を繰り返しながら推移しています。

図表 10



資料：環境省ウェブサイト部門別 CO₂ 排出量の現況推計（令和 3 年 3 月）

小数点以下を四捨五入しているため、各部門の合計値が各欄の合計と合致しない箇所があります。

「標準的手法」（全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法）による全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値データです。推計結果はあくまでも参考値です。

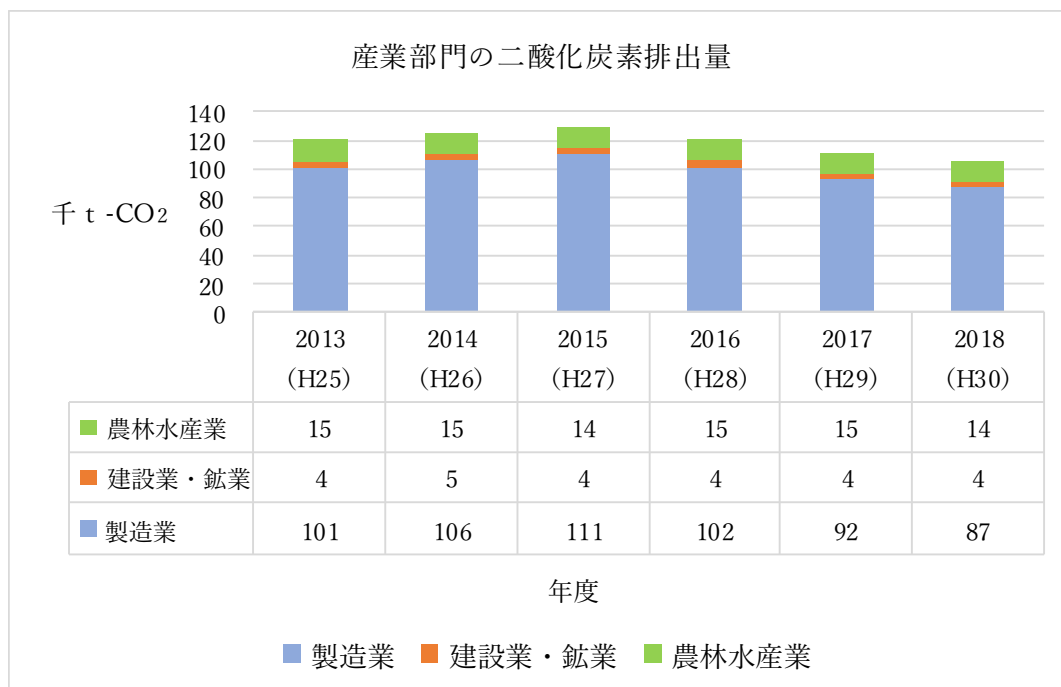
【各部門の説明】

エネルギー起源 CO ₂ (燃料の燃焼や供給された電気や熱の使用に伴って排出されるもの)	
産業部門	製造業、農林水産業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出です。
業務その他部門	事務所・商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出（第3次産業）です。
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出です。 自家用自動車からの排出は、「運輸部門」の旅客自動車として計上します。
運輸部門	自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出です。
非エネルギー起源 CO ₂ (廃棄物の焼却で発生・排出されるもの)	
廃棄物部門	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（焼却処分）です。

産業部門

- 産業部門の二酸化炭素排出量は減少傾向で推移しています。
- 排出される二酸化炭素の大部分を製造業が占めています。

図表 11



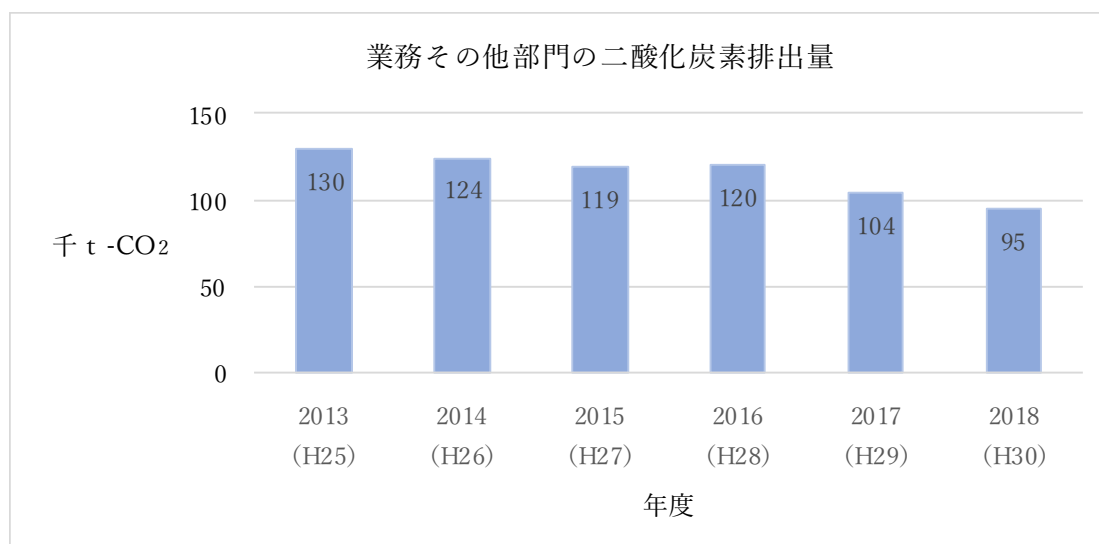
資料：環境省ウェブサイト部門別 CO₂ 排出量の現況推計（令和3年3月）

小数点以下を四捨五入しているため、合計値が26ページの産業部門の合計と合致しない箇所があります。

業務その他部門

- 業務その他部門（第3次産業）の二酸化炭素排出量は、減少傾向で推移しています。
- 事業所数では、「卸売業・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」が全体の約半数を占めています。

図表 12



資料：環境省ウェブサイト部門別 CO₂ 排出量の現況推計（令和 3 年 3 月）

図表 13

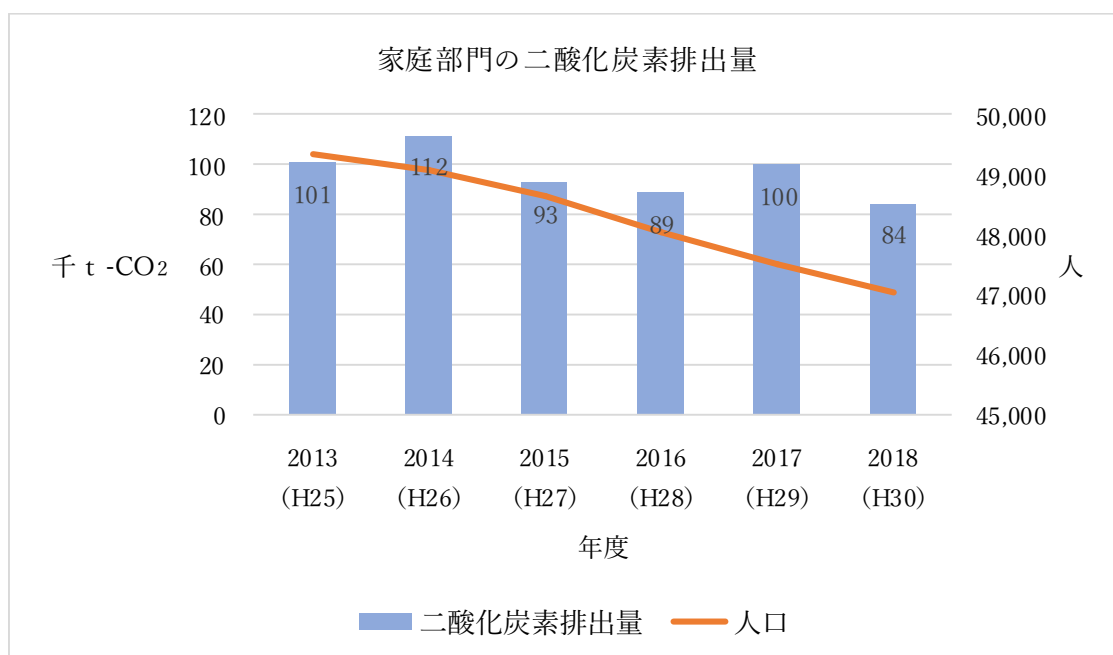
業務その他部門（第3次産業）	2009 (H 21)	2012 (H24)	2014 (H26)	2016 (H28)
事業所数	2,733	2,517	2,648	2,451
電気・ガス・熱供給・水道業	5	3	6	4
情報通信業	25	25	20	21
運輸業、郵便業	44	40	42	34
卸売業、小売業	889	835	802	786
金融業、保険業	69	65	61	61
不動産業、物品賃貸業	150	136	145	125
学術研究、専門・技術サービス業	125	113	126	110
宿泊業、飲食サービス業	464	424	441	423
生活関連サービス業、娯楽業	307	297	303	303
教育、学習支援業	108	83	135	88
医療、福祉	253	243	287	261
複合サービス事業	25	27	26	23
サービス業（他に分類されないもの）	269	226	254	212

資料：「経済センサス-基礎調査」「経済センサス-活動調査」総務省

家庭部門

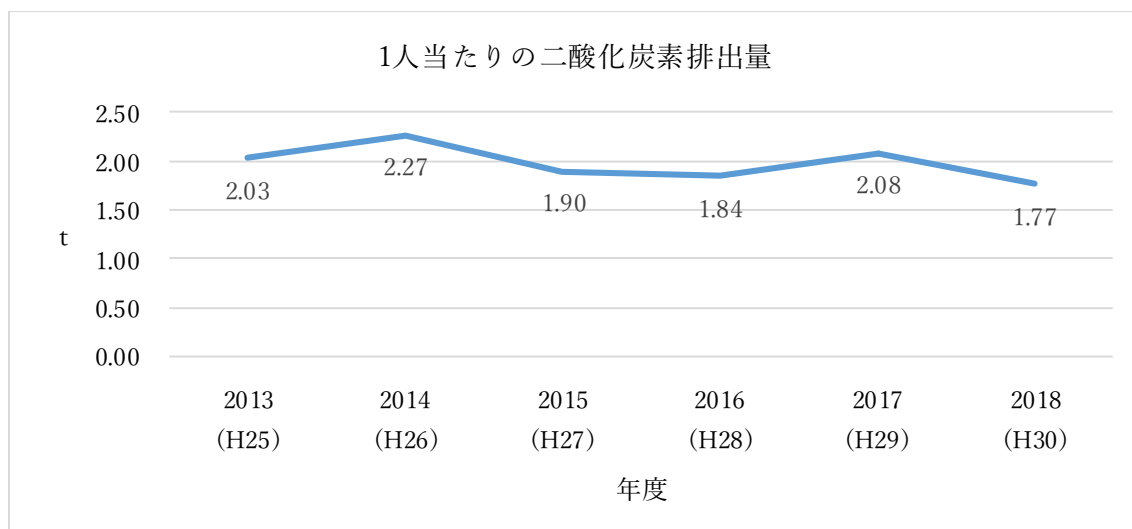
- 人口減少が続く中でも、家庭部門の二酸化炭素排出量は、増減を繰り返しながら推移しています。

図表 14



- 1人あたりの二酸化炭素排出量は、増減を繰り返しながら推移しています。

図表 15



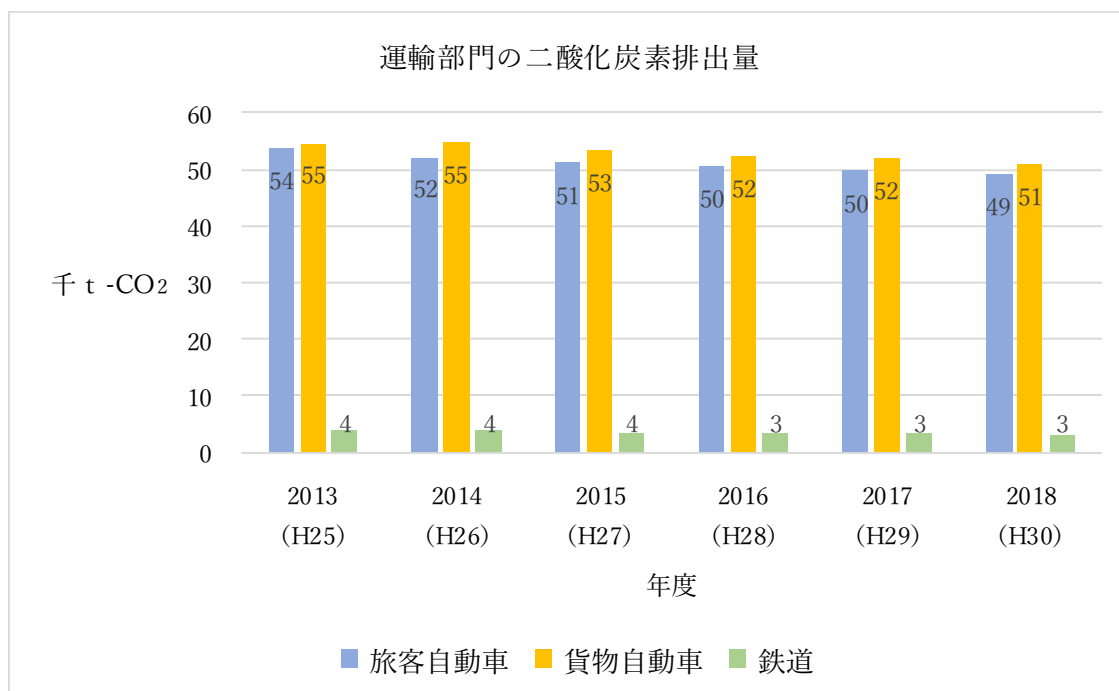
資料：環境省ウェブサイト部門別 CO₂ 排出量の現況推計（令和3年3月）

人口は、住民記録人口集計から9月末現在の数値を抽出しています。

| 運輸部門

- 運輸部門の自動車は、乗用車やバス等の旅客自動車と、貨物自動車に大別されます。
- 運輸部門の二酸化炭素排出量は横ばいで推移しています。

図表 16



■ 旅客自動車：人を乗せる目的の自動車（家庭の自家用車含む）

■ 貨物自動車：物を乗せる目的の自動車

資料：環境省ウェブサイト部門別 CO₂ 排出量の現況推計（令和 3 年 3 月）

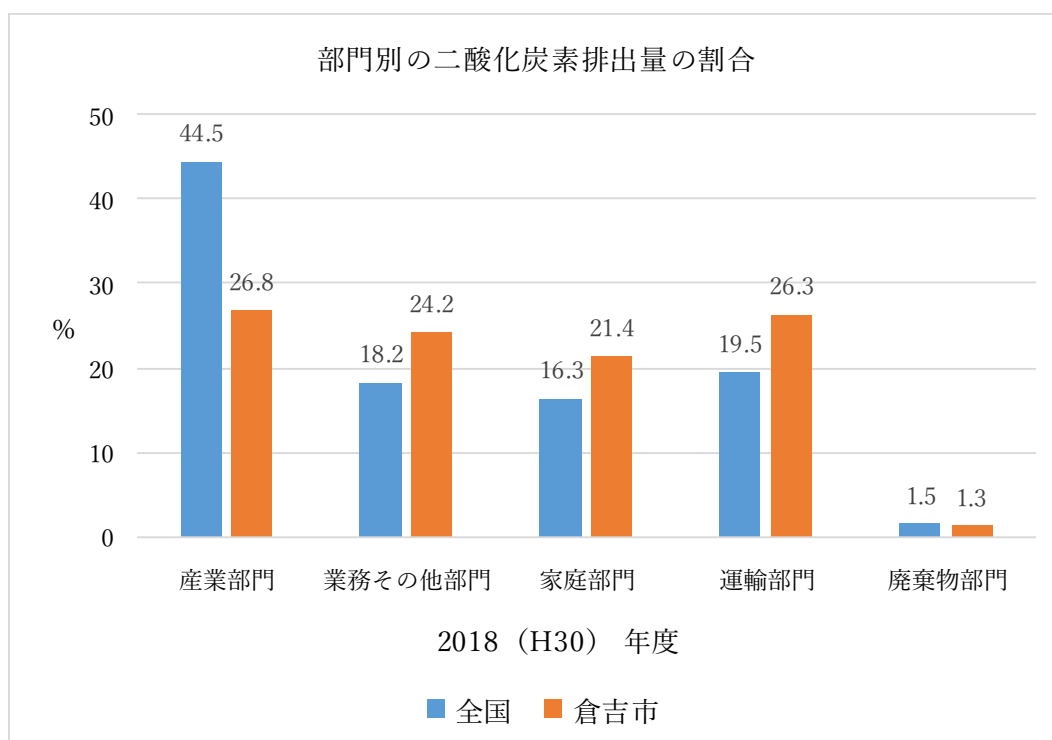
小数点以下を四捨五入しているため、合計値が 26 ページの運輸部門の合計と合致しない箇所があります。

部門別の二酸化炭素排出量の割合

本市における 2018（平成 30）年度の二酸化炭素排出量は 392 千 t -CO₂ です。

部門別では、産業部門の占める割合が 26.8%と全国割合（44.5%）と比べて低く、一方、業務その他部門の割合が 24.2%、家庭部門が 21.4%、運輸部門が 26.3%と、全国割合より高い特徴があります。

図表 17



資料：環境省ウェブサイト部門別 CO₂ 排出量の現況推計（令和 3 年 3 月）

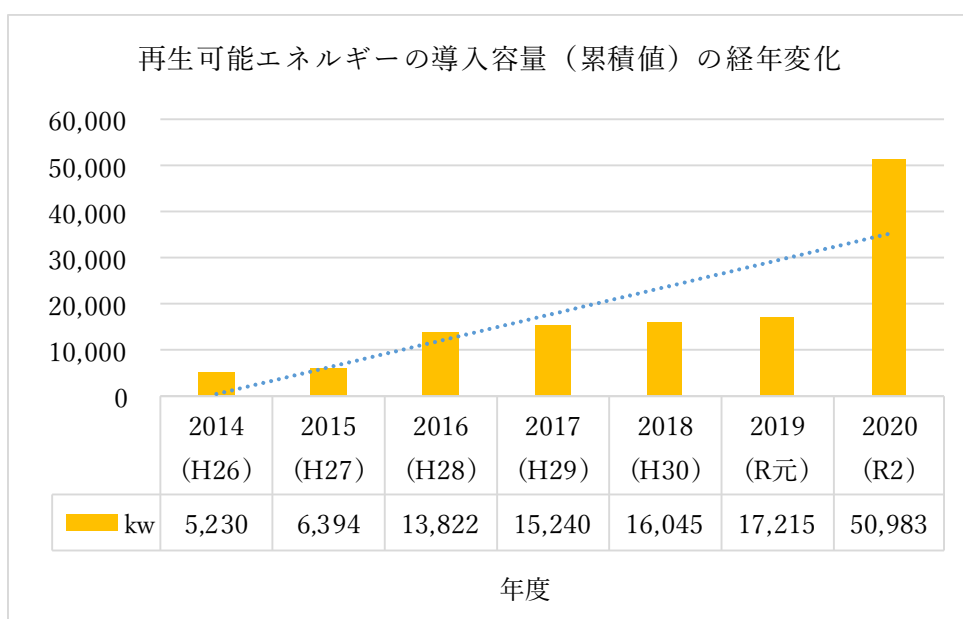
3 市域の再生可能エネルギーの活用状況

| 太陽光発電エネルギーの導入容量

○固定価格買取制度（FIT 制度）における市域の再生可能エネルギーの導入容量⁶は、増加傾向で推移しています。

- ・固定価格買取制度（FIT 制度）とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度です。

図表 18 資料：経済産業省 固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト



（固定価格買取制度（FIT 制度）が開始された 2012（平成 24）年 7 月からの累積数値の経年変化）

○2020（R 2）年度における市域の再生可能エネルギー導入容量では、太陽光発電が全体の 99.8%を占めています。残りの 0.2%が水力発電です。

図表 19 2020（R 2）年度 市域の再生可能エネルギー導入容量の内訳

区分	太陽光発電 (10kw 未満) 住宅用	太陽光発電 (10kw 以上) 産業用	水力発電 (200kw 未満)	合計
導入容量（累計）	4,403kw	46,490kw	90kw	50,983kw
全体に占める割合	8.7%	91.1%	0.2%	100%

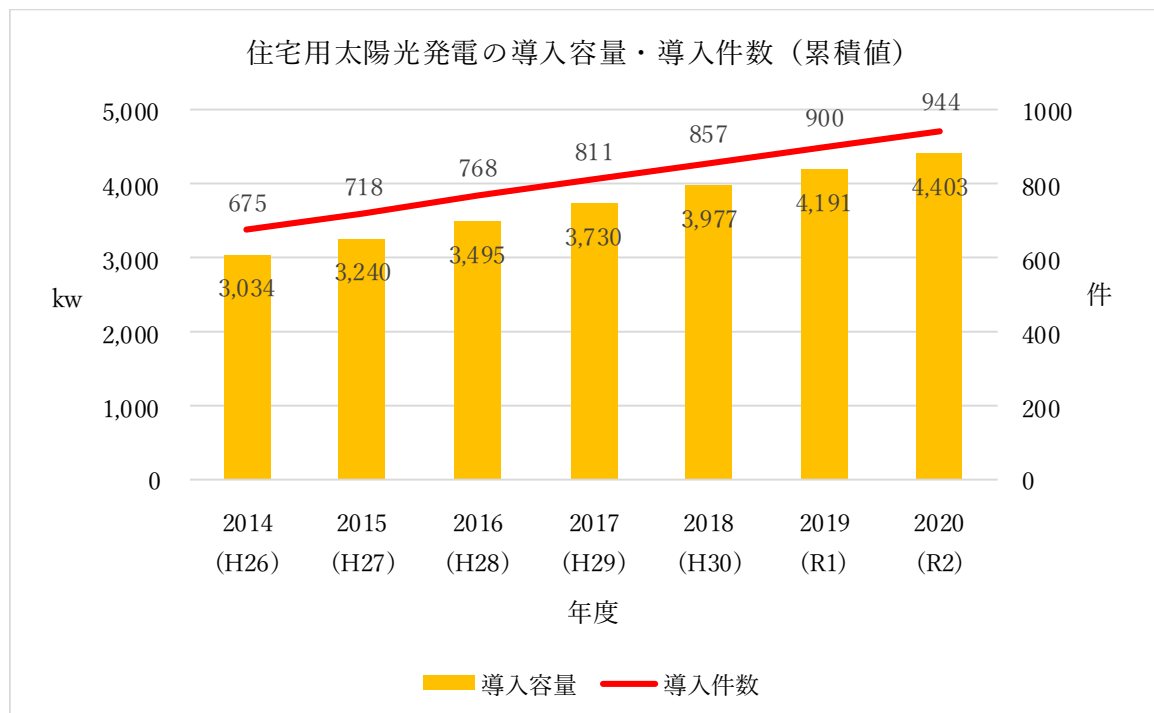
資料：経済産業省 固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト

⁶ 固定価格買取制度（FIT 制度）で買取が開始された設備の出力です。

○太陽光発電は、私たちにとって一番身近な「自家発電」の仕組みで、地球環境にやさしく、クリーンなエネルギーです。

○市域の住宅用太陽光発電（10kw 未満）の導入容量と導入件数⁷は、増加傾向で推移しています。太陽光パネルの低価格化や再生可能エネルギーの導入を後押しする固定価格買取制度（FIT 制度）の普及が要因であると考えられます。

図表 20



資料：経済産業省の固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト

⁷ 固定価格買取制度（FIT 制度）で買取が開始された設備の件数です。

| 木質バイオマスエネルギーの活用に向けた方向性

- 本市の総林野面積は 18,474ha で、総土地面積 27,206ha の約 68%を占めています。
- ・中部地域の自治体別では三朝町の 20,903ha に次いで 2 番目であり、この 2 市町で中部地域の総林野面積 53,159ha の 74%を占めています。
- ・本市の全域は鳥取県中部森林組合の管轄地域に属しており、同森林組合の管轄地域は鳥取県中部地域の 1 市 4 町（倉吉市・湯梨浜町・三朝町・北栄町・琴浦町）です。
- 本市では、地域資源を生かした木質バイオマスエネルギーの活用に取り組むことを基本目標として、2019（平成 31）年 2 月に「再生可能エネルギー計画」を策定しました。

「再生可能エネルギー計画」における木質バイオマスエネルギー導入の方向性

（1）利用度の低い地域資源を有効活用した新たな地域内循環を構築する

利用度の低い木質資源をターゲットとして、新たな地域内循環によるエネルギーシステムを構築する。

（2）熱を中心に限られた資源をフル活用し、地域のエネルギーシフトに貢献する

エネルギー効率の高い熱利用を中心として木質バイオマスの利用を進めていくことで、限られた地域の木質資源をフル活用し、化石燃料からのエネルギーシフトのインパクトを最大化し、地域の脱炭素化に寄与していく。

（3）多様な地域の主体が連携・協力し、地域効果を最大限発揮させていく

地元企業や森林組合などが連携し、燃料の供給から加工、エネルギー転換・利用まで、極力地域で内製化して仕組みを構築することで、取組による地域経済効果を最大化していく。

（4）無理のない計画から着手し、成功モデルを波及展開することで将来的な地域の仕組みとして定着させる。

資源、資金、技術面から無理のない規模から着手して成功モデルを構築することで、地域での理解を広げ、地産地消モデルの波及展開を目指していく。仕組みが広がる中で、関与する主体にとっての魅力も拡大し、さらなる推進力をもって、地域の仕組みとして定着させていく。

資料：倉吉市「再生可能エネルギー計画」

4 ゼロカーボンシティ宣言

- 本市では、脱炭素社会の実現に向けて、2050（令和 32）年までに市域の二酸化炭素排出量実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指します。
- これは、2015（平成 27）年にパリ協定で合意された「世界の平均気温の上昇を 2℃未満、できるだけ 1.5℃に抑える」という世界共通目標の達成に向け、本市においても取り組む姿勢を示すものです。

ゼロカーボンシティとは

令和 2 年 10 月に国は「2050（令和 32）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ」にすることを宣言しました。

環境省では、2050（令和 32）年に二酸化炭素実質ゼロにすることを指す旨を首長自ら又は地方自治体として公表された地方自治体をゼロカーボンシティとしています。

令和 4 年 2 月 28 日現在、598 自治体（40 都道府県、365 市、20 特別区、144 町、29 村）が「2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明しています。

実質ゼロとは

二酸化炭素排出量と森林などによる吸収量を均衡させる（差し引きゼロにする）ことです。

今後の取組

脱炭素社会を実現するためには、一人ひとりの地球温暖化対策につながる意識改革と行動変容が求められます。

本市は、市民、事業者等の皆さまと共に協力・連携しながら、地球温暖化対策の取組を推進します。

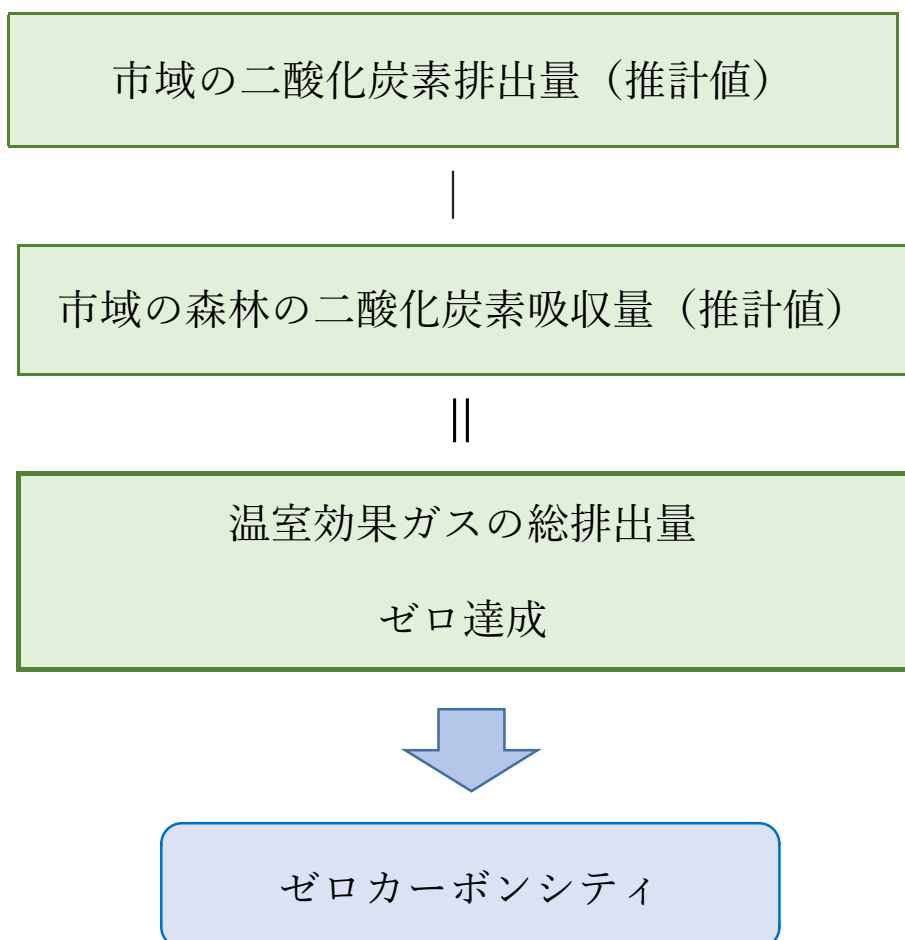
5 市域の二酸化炭素排出量の削減目標

| 本市の目指す「ゼロカーボンシティ」とは

- 本計画では、市域の二酸化炭素排出量（推計値）から市域の森林による二酸化炭素の吸収量（推計値）を差引いたものを「温室効果ガスの総排出量」とします。
- そのうえで、基準年度 2013（平成 25）年度比で、2026（令和 8）年度の温室効果ガスの総排出量の削減目標を設定します。

※2027（令和 9）年度以降の温室効果ガスの総排出量の削減目標は、計画を更新する際に定めます。

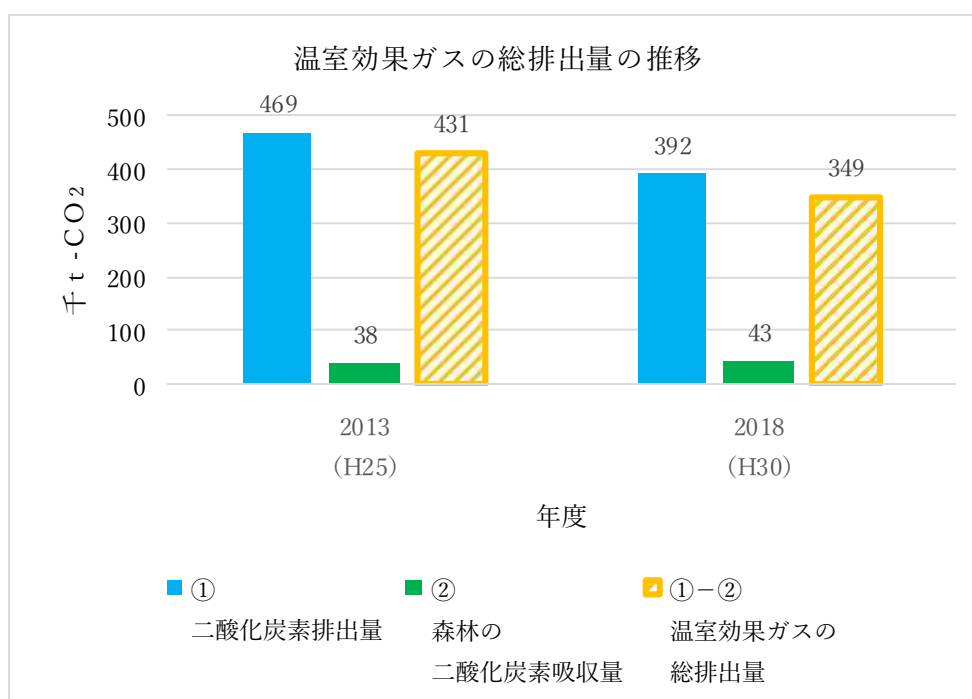
- 本市の目指す「ゼロカーボンシティ」とは、温室効果ガスの総排出量ゼロを達成した状態のことをいいます。



| 温室効果ガスの総排出量の推移

- 2018（平成 30）年度の二酸化炭素排出量は、計画の基準年度 2013（平成 25）年度比で、77 千 t-CO₂減少し、森林の二酸化炭素吸収量は 5 千 t-CO₂増加しました。
- その結果として、2018（平成 30）年度の温室効果ガスの総排出量は、基準年度 2013（平成 25）年度比で、82 千 t-CO₂減少しています。

図表 21



資料：環境省ウェブサイト部門別 CO₂ 排出量の現況推計（令和 3 年 3 月）

【図表 21 森林の二酸化炭素吸収量の算定方法】

- ・ 2013 (H25) 年度 $X \times (Y / Z) = 38$ 千 t-CO₂
- ・ 2018 (H30) 年度 $X \times (Y / Z) = 43$ 千 t-CO₂

X = 県内の森林の吸収量 千 t-CO₂（間伐を行った植林地の二酸化炭素吸収量の推計値）

（資料：とっとり森林・林業振興ビジョン（鳥取県農林水産部））

Y = 倉吉市の人工林の面積 ha（資料：鳥取県林業統計（鳥取県農林水産部））

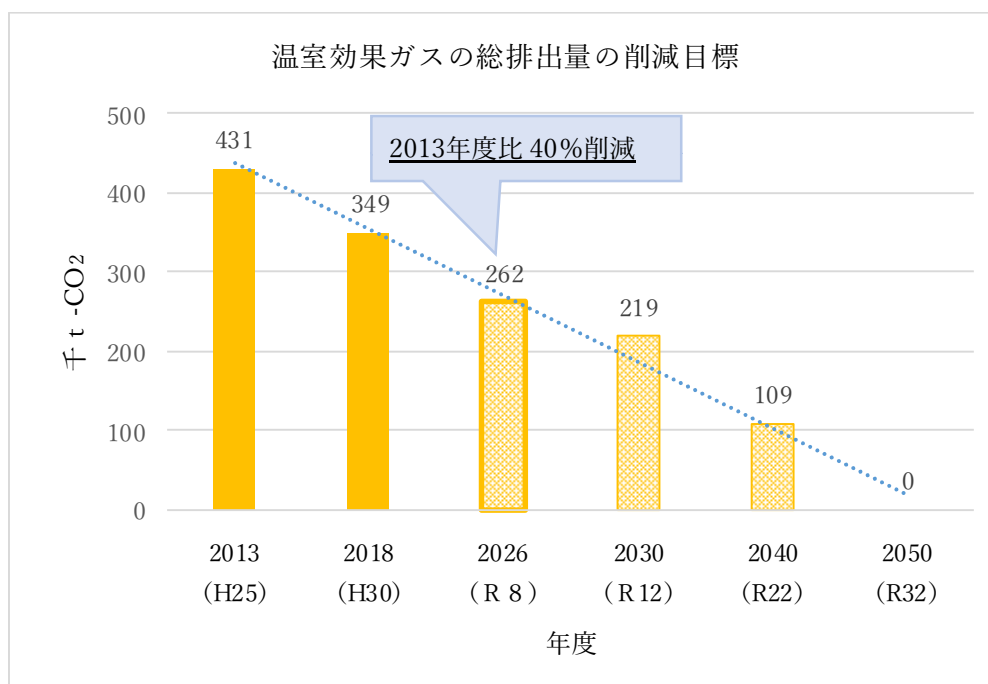
Z = 鳥取県の人工林の面積 ha（資料：鳥取県林業統計（鳥取県農林水産部））

人工林：森林の更生を人の手で行っている森林

温室効果ガスの総排出量の削減目標

- 2050（令和32）年までに温室効果ガスの総排出量をゼロとするため、2026（令和8）年度に、計画の基準年度2013（平成25）年度比で温室効果ガスの総排出量40%削減を目標とします。

図表 22



資料：環境省ウェブサイト部門別CO₂排出量の現況推計（令和3年3月）

資料：とっとり森林・林業振興ビジョン、鳥取県林業統計（鳥取県農林水産部）

【図表 22 削減目標の算定方法】

- ・2018（H30）年度の温室効果ガスの総排出量をゼロとするため、2050（R32）年度までの削減量を均等化する。

$$349 \text{ 千 t-CO}_2 \div 32 \text{ 年 (2050 年 - 2018 年)} = 10.90625 \text{ 千 t-CO}_2/\text{年}$$

- ・2018（H30）年度から毎年度、10.90625 千 t-CO₂ を控除する。

第6章 基本目標に向けて推進する施策

施策の体系

【めざす環境像】 快適に暮らすことができるまち 倉吉	基本目標 I 地球にやさしいまちを実現する	
	【倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】	
	推進する施策	I-1 低炭素型のまちづくりを推進する
		I-2 エネルギーの消費量を削減する
		I-3 再生可能エネルギーを使用する
		I-4 温室効果ガスの排出を抑制する
	基本目標 II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する	
	推進する施策	II-1 大気を守る
		II-2 悪臭の抑制されたまちをつくる
		II-3 水を守る
		II-4 騒音・振動の少ないまちをつくる
		II-5 美化活動を推進する
		II-6 美化活動を支援する
		II-7 野焼きを禁止する
		II-8 まちの清潔を保持する
		II-9 伝統的景観と都市景観を守る
		II-10 ペットを適正管理し動物と共生する
	基本目標 III 人と自然が共生するまちを実現する	
	推進する施策	III-1 豊かな農地を守る
		III-2 健やかな森林を守る
III-3 野生動植物の生息・生育環境を守る		
III-4 自然とのふれあいを進める		
基本目標 IV ごみの少ないまちを実現する		
【倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】		
推進する施策	IV-1 ごみの排出量を抑制する	
	IV-2 リサイクルを推進する	
	IV-3 廃棄物を適正に処理する	
基本目標 V 環境意識が高いまちを実現する		
推進する施策	V-1 環境意識を醸成する	
	V-2 環境に関する情報を提供する	
	V-3 環境を監視し、注意喚起を促す	

基本目標 | 地球にやさしいまちを実現する

【倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】



「基本目標」領域・SDGs



I-1 低炭素型のまちづくりを推進する

現状と課題

- 低炭素社会とは二酸化炭素の排出が少ない社会のことです。地球温暖化を緩和するためには産業、行政、家庭など社会のあらゆる場面で排出される二酸化炭素の最小化をめざす必要があります。
- 低炭素型社会を実現するためには、省エネの取組や再生可能エネルギーの導入を推進し、二酸化炭素の削減に向けて取り組む必要があります。
- 木材を使うことは、「伐って、使って、植えて、育てる」というサイクルで、未来につながる森林の持続的なサイクルが保たれます。二酸化炭素の吸収や自然環境の保全などの森林の持つ多くの働きを発揮させるためには、木材を使って森を育てることが大切です。



出典：環境省ウェブサイト

<https://ondankataisaku.env.go.jp/communicator/learning/04.html>

倉吉市の取組

- (1) 国・鳥取県・関係機関と協力し、地球環境問題の解決に向けて取り組みます。
- (2) 倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）⁸を実践します。
 - * 倉吉市の事務事業から発生する温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは別に定めています。
- (3) 再生可能エネルギー設備が導入されるよう、普及啓発等を行います。
- (4) 家庭の二酸化炭素排出量がわかる環境家計簿⁹の普及啓発に努めます。
- (5) 木材を取り入れたライフスタイルの価値やSDGsへの貢献等を発信し、消費者のウッド・チェンジ¹⁰につながる具体的行動を促進します。
- (6) J-クレジット制度の普及啓発を行います。

【J-クレジット制度】

省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の導入によって生まれたCO₂などの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。認証されたクレジットは、CO₂排出量を削減した者と、CO₂を削減したい者の間で取引（売買）でき、企業のカーボン・オフセット¹¹など様々な用途に活用することができます。

事業者の取組

- (1) 地球温暖化防止のため、二酸化炭素の排出抑制に努めましょう。
- (2) 国・鳥取県・倉吉市等の地球環境保全対策に協力しましょう。
- (3) 太陽光発電等、再生可能エネルギーを利活用しましょう。
- (4) 木材の利用の意義・効果に理解を深め、事業活動に木材利用を取り入れましょう。
- (5) J-クレジットを活用し、地球温暖化防止に取り組みましょう。

⁸ 地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地方公共団体が実施する事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等に取り組むための計画です。

⁹ 家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素排出量を算定するツールです。無駄なエネルギー消費やCO₂の削減につなげることが期待できます。

¹⁰ ウッド・チェンジとは、身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造・木質化するなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指します。林野庁では、木材利用拡大を図る施策の一環として「ウッド・チェンジ」を合言葉に「木づかい運動」を展開しています。

¹¹ 日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出をできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

市民の取組

- (1) 二酸化炭素の排出抑制のため、エアコンの設定温度を適正に設定するなど、省エネルギー・省資源に努めましょう。
- (2) 国・鳥取県・倉吉市等の地球環境保全対策に協力しましょう。
- (3) 環境家計簿を活用しましょう。
- (4) 太陽光発電等、再生可能エネルギーの利活用に努めましょう。
- (5) 木材の利用の意義・効果に理解を深め、木材を取り入れたライフスタイルを実践しましょう。

【木材利用の具体例】

- ❖住宅等の建築物、看板、ベンチ、フェンス等の構造物などへ
- ❖家庭やオフィス等のテーブル、椅子、書棚、割箸、コースター、玩具等の日用品などへ

One Point 持続的な森林整備のサイクル

健全な森林のサイクルでは、「植える→育てる→使う→植える」といったサイクルが機能して森林整備が継続します。



出典：林野庁 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzairiyousokusin.html>

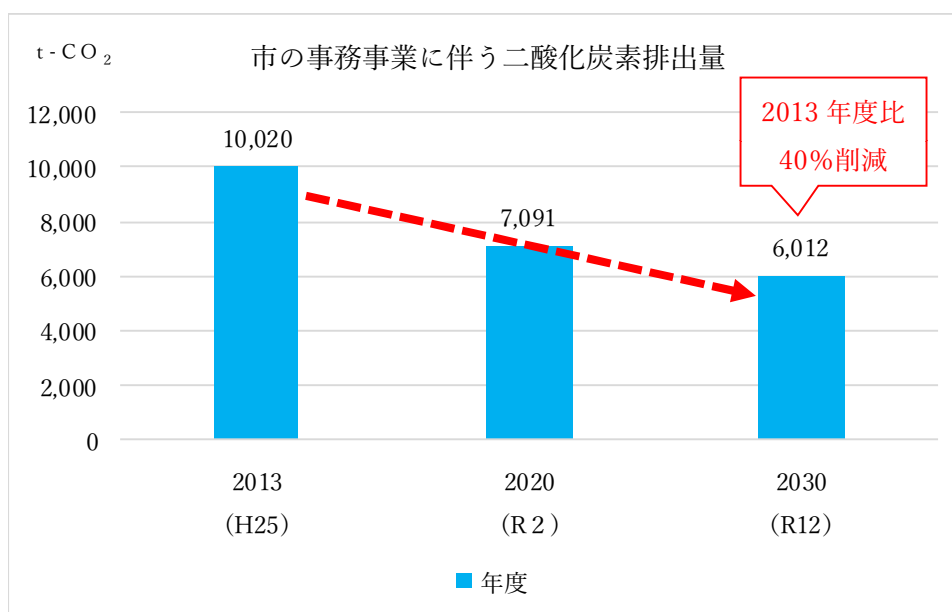
◆計画の基本的事項

- | 計画期間：2021（令和3）年度から2030（令和12）年度まで
国の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）の計画期間の最終年度まで
- | 実行計画の対象範囲：市が行う事務事業
- | 対象温室効果ガス：二酸化炭素（CO₂）
- | 対象温室効果ガスの削減目標
国の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）の削減目標に準じて、
2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で40%削減を目指す。

◆取組内容

- | 施設の省エネルギー化
- | 設備の運用改善
- | 職員の日常的な省エネ活動の実施
- | 職員による5S活動の取組（5S：整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）

図表 23



（市長部局・教育委員会事務局の合計）

I-2 エネルギーの消費量を削減する

Ⅰ 現状と課題

- 現在の私たちの暮らしや社会は、エネルギーの消費によって成り立っています。日常生活に欠かすことのできない電気、ガス、水道はもちろん、現代社会の基礎になっている運輸、通信などもすべてエネルギーを利用しています。
- 石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことを省エネルギー（省エネ）といいます。
省エネルギーは、エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止の両面の意義をもっています。エネルギーの安定供給確保は、エネルギー資源のほとんどを輸入に頼っている日本にとって最重要課題のひとつです。地球温暖化防止については、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素排出削減へ向けて、省エネルギーへの必要性が一層高まっています。

倉吉市の取組

- (1) 公共施設の照明のLED化を推進する等、様々な省エネルギーに努めます。
- (2) 倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を実践します。
- (3) 省エネルギー機器の周知や利用促進の啓発を行います。
- (4) ゴーヤやアサガオ等の植物を育てて作るグリーンカーテンの取組を普及啓発します。
- (5) エコライフ活動の普及啓発に努めます。

※エコライフ活動：地球温暖化を防止するために、私たち自身ができる活動のひとつです。地球環境を破壊しないような電化製品や、自動車を購入することもエコライフ活動のひとつです。そして、それを長く使い続けることも立派なエコライフ活動です。

事業者の取組

- (1) 省エネルギー対策を検討するとともに節電に努め、照明のLED化等、省エネルギー機器を利用しましょう。
- (2) 環境保全に役立つ商品の開発に努めましょう。
- (3) 市民に販売する電化製品については、省電力型のものを提案しましょう。

市民の取組

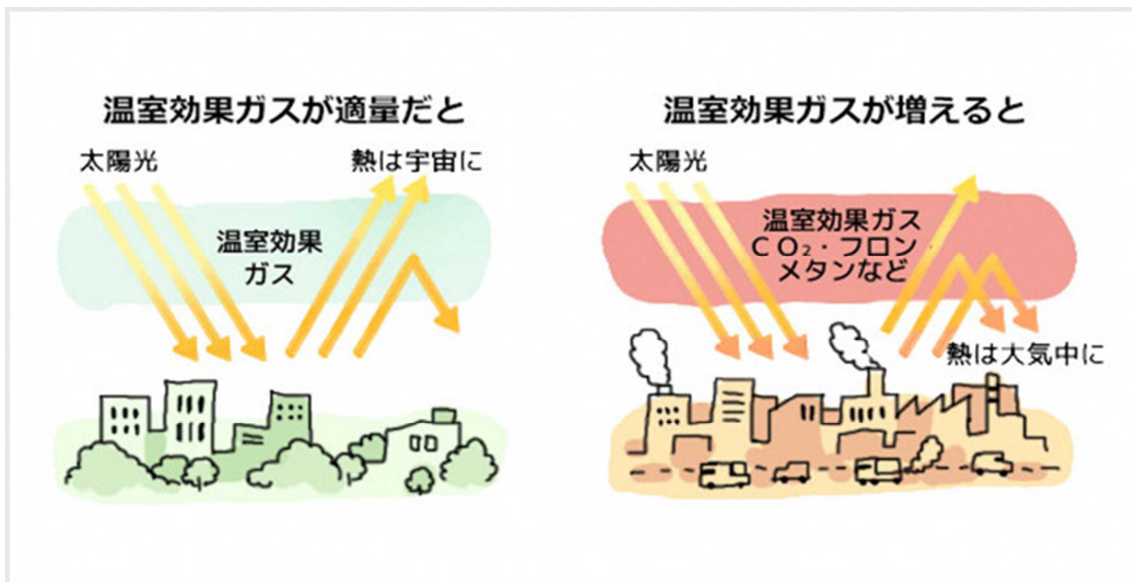
- (1) エコライフ活動に努めましょう。
- (2) 電化製品は省電力型のものを選びましょう。
- (3) 自動車を購入する際には、電気自動車、プラグインハイブリッド車等、エコカーの車両を選びましょう。
- (4) エネルギー消費が高まる夏場・冬場を中心に、クールビズやウォームビズに取り組みましょう。
- (5) ゴーヤやアサガオ等の植物を育ててグリーンカーテンを作りましょう。

One Point 一人ひとりの省エネが支える、大きな効果

エネルギーの大半は、石油や石炭などの化石燃料を燃焼してことによって得られていますが、これに伴って、大気中に二酸化炭素が排出されます。エネルギーの大量消費により二酸化炭素の濃度が上昇し、宇宙に放出されるはずの熱が大気中に封じ込められる温室効果が進み、地球が温暖化しています。

地球温暖化が進むと、地球規模での気温上昇や海面上昇などにより、食料供給や居住環境などに重大な影響を及ぼす恐れがあると予測されています。

地球温暖化にストップをかけるためには、一人ひとりが問題意識を持ち、省エネを実行することが大切です。一人では効果が少ないように思えますが、全世帯で省エネすれば、大きな成果が得られます。



出典：資源エネルギー庁ウェブサイト

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/what/



未来の
ために、
いま選ぼう。

『COOL CHOICE』（クールチョイス）とは、環境省が進めている「地球温暖化対策」の国民運動です。

クールは「賢い」、チョイスは「選択」を意味します。日常生活で身近にできる取組として、お財布にも優しい省エネ行動を実践しましょう。

家庭の照明をLED照明に付け替える

省エネ性能の高い家電製品を選びましょう。



お買い物にはマイバッグを持参する

ゴミの削減や石油などの化石燃料の使用を減らし、地球温暖化の原因となるCO₂の排出量を抑えることができます。



クールビズ・ウォームビズ

暖房や冷房に頼りすぎずに、服装などを工夫して快適に過ごしましょう。



公共交通機関や自転車を利用する

外出する際は、二酸化炭素排出量の少ない公共交通を利用しましょう。
徒歩や自転車なら、健康増進にもつながります。



エコドライブの実践する

ゆっくり加速する、車間距離に余裕を持つなど、低燃費で安全な運転を心掛けましょう。



エコカーに乗る

燃費性能に優れたエコカーは、CO₂の排出量が少ないだけでなく、維持費も抑えられます。

ゴーヤやアサガオ等の植物を育ててグリーンカーテンを作る

エアコンの使用や設定温度を抑えて、エコに猛暑を乗り切りましょう。



省エネ行動はどの程度効果がありますか？

普段の暮らしの中で、問題意識をもって省エネを実践すると、全体で大きな成果が得られます。できることから取り組みましょう。

主な省エネ行動		年間の省エネ効果	
		CO ₂ 削減量	節約金額
エアコン	エアコン（2.2kW）の冷房設定温度を27℃から28℃にする （使用時間：9時間／日） ※外気温31℃の場合	14.8 kg	約820円
	エアコン（2.2kW）の暖房設定温度を21℃から20℃にする（使用時間：9時間／日） ※外気温6℃の場合	25.9 kg	約1,430円
照明器具	54Wの白熱電球から9Wの電球形LEDランプに交換する（年間2,000時間使用）	43.9 kg	約2,430円
	9Wの電球形LEDランプ1灯の点灯時間を1日1時間短縮する	1.6 kg	約90円
テレビ	画面の明るさを最適にする（32V型の画面の輝度を最大→中間にする）	13.2 kg	約730円
パソコン	使わない時に電源を切る（デスクトップ型で1日1時間利用時間を短縮した場合）	15.4 kg	約850円
電気冷蔵庫	全体に詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較	21.4 kg	約1,180円
	周囲温度22℃で、設定温度を「強」から「中」にする	30.1 kg	約1,670円
温水洗浄便座	フタを閉めた場合と、開けっ放しの場合との比較（貯湯式）	17.0 kg	約940円
給湯器	シャワーは不必要に流したままにしない （45℃のお湯を流す時間を1分短縮）	28.7 kg	約3,210円
自動車	ふんわりアクセル「eスタート」を実施する （5秒間で20 km/h程度に加速した場合）	194.0 kg	約11,950円

出典：「省エネポータルサイト 家庭向け省エネ関連情報」（経済産業省資源エネルギー庁）

I-3 再生可能エネルギーを使用する

Ⅰ 現状と課題

- 再生可能エネルギーは、石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力などの地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーです。資源が枯渇することなく、繰り返し使うことができ、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない環境にやさしいことが大きな特徴です。
- 再生可能エネルギーによる電気を買取る固定価格買取制度（FIT）の広がりや、家庭での太陽光発電の導入が進んでいます。市域での再生可能エネルギーの導入容量（累積）は、ほとんどが太陽光発電です。住宅用の太陽光発電は増加傾向にあるものの、増加幅は大きいと言えます、引き続き、再生可能エネルギーの利用を推進する必要があります。
- また、災害時に備え、分散型エネルギーシステム¹²を構築するためには、太陽光発電を利用した自家消費の拡大の普及が必要になります。
- 国内ではこの他にも、森林の整備や保全につながる未利用間伐材等の木質バイオマスエネルギーとして利用する取組が行われています。本市においても、木質バイオマスの再生可能エネルギーの事業化等の調査・研究に取り組めます。

倉吉市の取組

- (1) 再生可能エネルギー設備が導入されるよう、普及啓発等を行います。
- (2) 分散型エネルギーシステムの普及を図ります。
- (3) 小水力等の再生可能エネルギーの導入を支援します。
- (4) 木質バイオマス等再生可能エネルギー活用検討協議会を設置し、木質バイオマス発電事業化（木質チップボイラー、薪ボイラー含む）について調査・研究に取り組めます。

事業者の取組

- (1) 太陽光発電等、再生可能エネルギーを利活用しましょう。
- (2) 木質バイオマスで発電した電力等、再生可能エネルギーの利活用を推進しましょう。
- (3) 地域エネルギー社会¹³構築への取組に理解を深めましょう。

市民の取組

- (1) 太陽光発電等、再生可能エネルギーの利活用を努めましょう。
- (2) 地域エネルギー社会構築への取組に理解を深めましょう。

¹² 分散型エネルギーは、家庭用蓄電池やV2H（電気自動車等充給電設備）などを蓄エネルギーによる比較的小規模で地域内に分散しているエネルギーの総称です。

¹³ 太陽光、バイオマス、温泉熱、小水力等地域内の資源を使用して作られた再生可能エネルギーをその地域に供給し、エネルギーの地産地消を行うことで、地域経済が循環する社会のことをいいます。

I-4 温室効果ガスの排出を抑制する

Ⅰ 現状と課題

- フロン¹⁴は、有害な紫外線を吸収しするオゾン層¹⁵を破壊する温室効果ガスであるため、代替フロンへの転換が進められています。代替フロンはオゾン層を破壊しないものの、二酸化炭素の数百倍から数万倍の温室効果を持つと言われていました。
- 業務用エアコン・冷凍冷蔵機器からのフロン類の漏えいが問題となり、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」といいます。）」として、2015（平成27）年4月から施行されました。
 - ・これにより、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者（所有者）は、機器廃棄時のフロン類の回収だけではなく、機器のフロン類の適正管理が義務付けられていました。
- 自動車の排気ガスに含まれる二酸化炭素も地球温暖化の原因となります。エコドライブの実践や公共交通機関・共助交通の積極的な利用を促し、自動車の排出ガスの減少に向けた取組を推進する必要があります。

倉吉市の取組

- (1) フロン排出抑制法に基づく義務等の周知に努めます。
- (2) フロン排出抑制法に基づき、倉吉市役所の施設等に使用されている業務用エアコン・冷凍冷蔵機器を「第一種特定製品¹⁶の管理者の判断の基準となるべき事項（2014（平成26）年経済産業省、環境省告示第13号）。以下「管理者の判断基準」といいます。）」に基づき点検等を実施する等、適正に管理しフロン類の漏えいを防止します。
- (3) エコカー導入の普及啓発に努めます。
- (4) 公共交通機関や自転車利用の普及啓発に努めます。

事業者の取組

- (1) 第一種特定製品の管理者は、フロン排出抑制法に基づき業務用エアコン・冷凍冷蔵機器を「管理者の判断基準」に基づき点検等を実施する等、適正に管理しフロン類の漏えいを防止しましょう。
- (2) フロン類の充填・回収や機器の廃棄等が必要なときは、第一種フロン類充填回収業者に依頼しましょう。
- (3) 空ぶかしやアイドリングを止める等、エコドライブに努めましょう。

¹⁴ フロン類とは、炭素と水素の他、フッ素や塩素や臭素などハロゲンを多く含む化合物の総称です。

¹⁵ 大気中のオゾンは成層圏（約10～50km上空）に約90%存在し、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層といいます。オゾン層は太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。

¹⁶ 業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器など、冷媒としてフロン類が使用されているものをいいます。（ただし、カーエアコンを除きます。）

- (4) エコカー¹⁷等の導入を図りましょう。
- (5) 通勤時に公共交通機関や自転車利用を奨励するなど、マイカー通勤の見直しを推進しましょう。
- (6) 物流の合理化や自動車交通量の抑制に努め、輸送効率を向上させましょう。

市民の取組

- (1) 家庭で使用しているエアコン、冷蔵庫等を更新、廃棄等するときは、家電リサイクル法等の制度に従い適正に処分しましょう。
- (2) 空ぶかしやアイドリングを止める等、エコドライブに努めましょう。
- (3) エコカーの購入に努めましょう。
- (4) クルマを利用している身近な場面を公共交通機関や自転車利用へ転換を図りましょう。
- (5) 近距離の移動は自転車や徒歩での移動を心掛けましょう。

One Point 第一種特定製品例

フロン排出抑制法の対象となる製品は「第一種特定製品」に分類される機器です。

パッケージエアコン	ターボ冷凍機、チラー
	
冷凍冷蔵ショーケース	業務用冷凍冷蔵庫
	
輸送用冷凍ユニット	その他
	製氷機 冷水機 ビールサーバー スポットクーラー 等

出典：一般社団法人フロン排出抑制機構ウェブサイト <https://furon.org/outline/>

¹⁷ 二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）などの排出量が少ない環境に優しい自動車で、同時に燃費性能にも優れた自動車のことです。

基本目標 II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する



6 安全な水とトイレ
を世界中に

「基本目標」領域・SDGs



3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを

II-1 大気を守る

Ⅰ 現状と課題

- 大気中の微粒子や有害な気体成分が増加して、人の健康や環境に悪影響をもたらすことを大気汚染といいます。県内の大気環境は、光化学オキシダント¹⁸を除き、環境基準を達成しており、おおむね清浄です。
 - ・微小粒子状物質（PM2.5）¹⁹は、県内4地点で測定をされています。
- 汚染物質の発生源となるおそれのある施設等には、大気汚染防止法や鳥取県公害防止条例で排出基準が定められています。大気汚染による人の健康や生活環境への悪影響を防止するためには、今後も建築物等の解体、改造、補修作業に伴う大気環境中へのアスベスト²⁰飛散防止対策や鳥取県と連携した大気の監視体制の継続が必要です。

倉吉市の取組

- (1) 中国大陸から運ばれて来る PM2.5 などの大気汚染物質の状況に関する情報提供に努めます。
- (2) アスベスト使用の建築物の解体工事等に対する調査や作業基準遵守の指導に努めます。

事業者の取組

大気汚染防止法等の関係法令を遵守し、事業活動に伴う大気汚染物質の排出を抑制し、施設の適正管理に努めましょう。

市民の取組

野焼きを行わずごみの減量化に努めるとともに、分別等による排出を行いましょう。

¹⁸ 自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される物質の総称のことです。

¹⁹ 工場や自動車、船舶、航空機などから排出されたばい煙や粉じんなどの大気汚染の原因となる粒子状の物質のことです。

²⁰ 天然に採取される鉱物の一種で、石でありながら軽い綿状の性質を持つことから、石綿（せきめん／いしわた）とも呼ばれる物質です。アスベストを吸入すると、肺がんや悪性中皮腫などの悪性疾患をはじめとした健康被害を引き起こすことも知られており、現在、日本では使用が制限されています。

II-2 悪臭の抑制されたまちをつくる

Ⅰ 現状と課題

- 悪臭の原因物質は数十万種類にのぼるといわれており、複数の原因物質による複合された悪臭の問題が多く、人によって感じる不快感に違いがあるため、解決が困難な問題です。悪臭防止法に基づいて、悪臭を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域（市街地）については指定がされ、その地域については悪臭が規制されています。
- 悪臭の発生を防止するためには、廃棄物の適正管理の徹底、適正な家畜やペットの飼養、農業用堆肥の抑制、生活排水等の下水道（浄化槽）処理の促進、野焼きの禁止（特例は縮減）等の周知が必要です。

倉吉市の取組

- (1) 悪臭防止法に基づき、鳥取県や関係機関と連携して測定・規制を行います。
- (2) 悪臭が発生した場合は、鳥取県や関係機関と連携して、指導を行います。
- (3) 法的規制区域にかかわらず、法的基準内となるよう普及啓発に努めます。

事業者の取組

- (1) 法的規制区域外であっても、事業活動における悪臭の発生を抑制しましょう。
- (2) 事業活動において、大気汚染物質の排出基準を守りましょう。

市民の取組

- (1) 屋外での野焼きはやめましょう。
- (2) 生ごみ等の適正処理やペット等を適正管理し、悪臭の発生を防止しましょう。

II-3 水を守る

Ⅰ 現状と課題

- 公共下水道や集落排水施設²¹の整備が進み、生活排水が公共用水域（河川・湖沼などの公共利用のための水域や水路）に流れ出ることが少なくなりました。
- 公共用水域の水の汚れを測る指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）²²では、天神川、国府川、小鴨川、絵下谷川は清浄な状態が保たれています。
- 公共用水域における良好な水環境を継続的に実現するためには、公共下水道・集落排水施設への接続や単独処理浄化槽²³から合併処理浄化槽²⁴への転換を推進する必要があります。

◇◆市内の水洗化率◆◇

水洗化率とは、市内の世帯の中で、実際に公共下水道や集落排水施設に接続又は合併処理浄化槽を設置して汚水処理をしている世帯の割合のことです。

図表24 水洗化率 [2020（令和2）年度末]

水洗化済の世帯数				水洗化済 の世帯数 ①	市内の 世帯数 ②	水洗化率 ①／② 【%】
公共 下水道	農業 集落排水	林業 集落排水	合併処理 浄化槽			
14,910	1,988	7	369	17,274	20,675	83.5%

倉吉市の取組

- (1) 水質汚濁防止法等の関係法令に基づき、鳥取県や関係機関と連携し公共用水域の水質を測定し、事故発生時には迅速な対応に努めます。
- (2) 工場・事業場からの排水測定を行います。
- (3) 公共下水道及び集落排水施設への接続と単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進します。
- (4) 良質な水の安定供給を確保する観点からも森林保全の整備推進に努めます。

²¹ 農山村地域において、し尿や生活雑排水などの汚水を収集するための管路施設や汚水を処理するための汚水処理施設です。

²² 水中の有機物などの量をその酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、一般的な水質指標のひとつです。BODの値が大きいほど、その水質は悪いということになります。

²³ し尿のみを処理するもので、生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）は処理されていないため、河川、湖沼等の公共用水域にそのまま流されています。

²⁴ し尿だけでなく、生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のことです。

- (5) 化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質（ダイオキシン類²⁵、環境ホルモン²⁶等）について情報提供に努めます。

事業者の取組

- (1) 水質汚濁防止法等を遵守するとともに、法規制外であっても水環境保全を考え、自主的な水質保全対策を実施しましょう。
- (2) 公共下水道及び集落排水施設への接続や合併処理浄化槽等を設置し、排水を直接公用水域に流さないようにしましょう。
- (3) 農地への過剰な肥料や農薬の使用を避け、水田の濁水流出防止等の水管理等、環境にやさしい農業を推進しましょう。

市民の取組

- (1) 公共下水道及び集落排水施設への接続や合併処理浄化槽を設置し、生活排水を直接公用水域に流さないようにしましょう。
- (2) 排水に油・生ごみ等を直接流さないようにしましょう。
- (3) 河川の美化等の環境保全活動に参加しましょう。

²⁵ 環境中に広く存在し、その量は非常に微量です。微量でも強い毒性を持つと考えられています。ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルという3種類物質群の総称で、ベンゼン環に塩素が結合した構造をしています。

²⁶ 生体の複雑な機能を調節するために重要な役割を果たしている内分泌系の働きに影響を与え（内分泌かく乱作用）、生体に障害や有害な影響を引き起こす作用を持つ物質のことです。

II-4 騒音・振動の少ないまちをつくる

Ⅰ 現状と課題

- 騒音規制法では、工場、事業場等の施設から発生する騒音や建設作業で発生する騒音や自動車、鉄道等の交通機関から発生する騒音を規制しています。また、鳥取県公害防止条例では、深夜の騒音や拡声器の使用に伴う騒音が規制されています。
- 振動規制法では、工場、事業場等の施設や建設作業で発生する振動が規制されています。
- 快適な生活環境を維持するためには、環境に配慮した行動の実施を広く呼び掛けることが必要です。

倉吉市の取組

- (1) 騒音規制法・振動規制法に基づき、鳥取県や関係団体等と連携して測定・規制を行います。
- (2) 法的規制区域にかかわらず、法的基準内となるよう普及啓発に努めます。
- (3) 鳥取県公害防止条例に基づき、深夜（午後10時から翌朝午前6時まで）の事業活動による騒音について測定・規制を行います。

事業者の取組

- (1) 騒音規制法・振動規制法を遵守し、騒音・振動の発生を抑制しましょう。
- (2) 鳥取県公害防止条例を遵守し、深夜（午後10時から翌朝午前6時まで）の事業活動による騒音が発生しないようにしましょう。
- (3) 事業用自動車での、エコカーの導入促進、運転マナーの良い運転に努めましょう。

市民の取組

- (1) 公共交通機関・共助交通や自転車を利用する等、マイカー使用の抑制に努めましょう。
- (2) 近い場所に行く場合には、自転車利用や徒歩に努めましょう。
- (3) 近隣に、騒音被害が出ないように努めましょう。

II-5 美化活動を推進する

Ⅰ 現状と課題◆

- 1997（平成9）年7月に鳥取県環境美化の促進に関する条例が施行され、鳥取県全域でのごみのポイ捨てが禁止されました。その後、倉吉市においても2008（平成20）年8月に倉吉市ポイ捨て等及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例を施行し、ごみのポイ捨てや飼い犬のフンの放置が禁止されました。
環境美化促進地区として、倉吉市伝統的建造物群・ポケットパーク周辺地区と倉吉市関金町清流遊YOU村地区を指定し、ごみのポイ捨て等を特に禁止しています。
- 2005（平成17）年11月に倉吉市落書きの防止に関する条例を施行し、市民と倉吉市との協働により市内各所にされていた落書きを消去するとともに、発見した場合は適切に対応しています。2015（平成27）年4月に倉吉市公共施設等における放置自動車の適正な処理に関する条例を施行し、公共施設等への自動車の放置を禁止しました。
- 毎年1回全市一斉清掃を実施し、市民一人ひとりの協力のもと清潔で快適な生活環境を守るため、自治公民館や各地域で清掃活動を行い、散乱したごみを一掃しています。
しかし、河川、道路、空き地等にごみの散乱が見られます。
散乱ごみや落書き等のないまちをめざし、ごみ等の適正処理や落書き防止の啓発活動が必要です。

倉吉市の取組

- (1) 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、河川や道路、排水路、公園等の全市一斉清掃を実施し、清潔で快適な生活環境を守ることに努めます。
- (2) 公共の場所におけるごみやタバコ等のポイ捨て禁止の周知徹底を図ります。
- (3) 公共の場所における飼い犬等のふんの放置を防ぐとともに、マナーの周知に努めます。
- (4) 鳥取県や環境美化指導員と連携し、環境美化促進地区の一層の美化を推進します。
- (5) いかなる落書きもないよう防止啓発に努めます。
- (6) 公共施設におけるバイク、自動車等の放置の禁止を周知します。

事業者の取組

河川や道路、排水路、公園等の環境美化活動に協力しましょう。

市民の取組

- (1) 河川や道路、排水路、公園等の環境美化活動に協力しましょう。
- (2) 家庭から出るごみやタバコ等のポイ捨てはしないようにしましょう。
- (3) 犬の飼い主は、マナーを守りふん等を適正に処理しましょう。

II-6 美化活動を支援する

Ⅰ 現状と課題

- 各自治公民館や地域活動団体において、年数回、自分たちが暮らしている町内や地域で美化活動が行われています。また、玉川や鉢屋川等、ボランティアによって美化活動が行われ、美しく快適な生活環境づくりが進められています。
- 市では、自治公民館やボランティア団体等による地域の清掃活動について、生活排水溝の清掃や草刈り清掃に必要な土砂運搬車やコンテナ車を配車する等の支援を行っています。
- 地域の環境保全を図るため、今後も地域の清掃活動の支援が必要です。

倉吉市の取組

- (1) 清掃ボランティアへのごみ袋の無償提供等支援を行います。
- (2) 自治公民館や地域ごとの生活排水溝清掃等、地域清掃活動を支援します。

事業者の取組

自治公民館や地域ごとの環境美化活動に協力しましょう。

市民の取組

- (1) 環境美化活動に取り組みましょう。
- (2) 自治公民館や地域での清掃活動に協力しましょう。

II-7 野焼きを禁止する

Ⅰ 現状と課題

- 適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを「野焼き」といいます。
一般家庭でのごみの焼却行為は、ほとんど野焼きに該当し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律²⁷（以下、「廃棄物処理法」といいます。）では、特例を除いて禁止されています。
- プラスチックやビニール等を焼却するとダイオキシン類の発生や環境汚染の原因になります。家庭から出たごみは、市の収集日に出すほか再利用に努め、事業活動から出たごみは収集運搬許可業者に委託する等、適切な排出処理を徹底することが求められます。
- 住宅地付近で野焼きを行うと、煙が家の中に入る、洗濯物に煙が付着するなど、周辺的生活環境にも悪影響を及ぼします。

倉吉市の取組

廃棄物処理法に基づき、野焼きの原則禁止を周知します。

事業者の取組

事業活動として野焼きは止め、ごみの分別を行い適正な排出に努めましょう。

市民の取組

ごみを屋外で焼却したりせず、きちんと分別して適正に排出しましょう。

²⁷ 廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

II-8 まちの清潔を保持する

Ⅰ 現状と課題

- 廃棄物処理法では、土地や建物の管理者等は、その管理する土地や建物の清潔を保つように努めなければならないこととされています。最近、山林や中山間地の谷あい等に、人の目にふれないこともあり不法投棄²⁸が後を絶ちません。このため、環境の保全や生態系の保全の観点から、不法投棄撲滅をめざす取組が必要です。
- また、自分の土地や建物だからといってごみや木くず、がれき等の廃棄物を捨てた場合でも不法投棄行為にあたります。土地や建物を清潔に維持しておかないと不法投棄の温床となったり、他の人や近所の迷惑になることがあります。土地の所有者や管理者は、不法にごみを持ち込まれないようフェンスや看板を設置するとともに、定期的に除草や掃除をするなど、普段から不法投棄をされにくい環境をつくる必要があります。

倉吉市の取組

- (1) 不法投棄に対し、鳥取県や倉吉警察署等の関係機関と協力・連携し、監視強化と防止活動に努めます。
- (2) 土地や建物で適切に管理されていないものがあれば、その所有者や管理者等に清掃や原状回復等、適正管理をお願いするよう努めます。

事業者の取組

- (1) 事業者として、土地や建物は適正に管理しましょう。
- (2) ごみの不法投棄をせず、倉吉市一般廃棄物処理許可業者（収集運搬等）や鳥取県産業廃棄物処理許可業者（収集運搬等）に委託し適正処理しましょう。

市民の取組

- (1) 自分が所有する土地や建物は、きちんときれいに維持管理しましょう。
- (2) 自分が所有する土地であっても、不用物等を放置しないようにしましょう。
- (3) 市民一人ひとりが監視員の役割を務めましょう。

²⁸ 不法投棄の違反者には、5年以下の懲役若しくは1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金、又はその両方が科せられます。

II-9 伝統的景観と都市景観を守る

Ⅰ 現状と課題

- 本市の中心市街地（打吹玉川伝統的建造物群保存地区）は、江戸時代末期～昭和初期の商家の町並みを現在に残していますが、歴史的・文化的な町並みや建造物を守るだけでなく、自然環境と調和した魅力ある町なみの整備を進める必要があります。
また、公園・緑地を次世代に引き渡していくため、適正な管理に努めながら、大切な樹木や森林を保護していくことも必要です。
- 今後も、良好な景観形成の必要性や保全・活用による魅力的なまちづくりに対する地域住民や事業者等の理解と参加意識を高めていく必要があります。

倉吉市の取組

- (1) 所有者等と連携し、伝統的な建造物の保存・伝統的景観の整備に努めます。
- (2) 周辺景観との調和に配慮した都市景観の保全に努めます。
- (3) 屋外広告物の適切な指導を行います。
- (4) 公園・緑地、街路樹の保全に努めます。
- (5) 良好な自然環境を確保し、かつ、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、一定の基準に該当する樹木、樹林等を保存樹、保存林として指定します。

事業者の取組

- (1) 伝統的な木造建築物の維持・保全を行う伝統技術継承者の育成に努めましょう。
- (2) 公園管理に協力するとともに、緑化に努めましょう。
- (3) 地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めましょう。
- (4) 景観形成基準や屋外広告物の設置基準等を遵守し、景観形成に配慮した事業を推進しましょう。

市民の取組

- (1) 公園管理に協力するとともに、緑化に努めましょう。
- (2) 地域における景観形成活動に積極的に参加し、景観形成施策に協力しましょう。
- (3) 景観まちづくり活動に参画し、地域の景観を創り・守ることを次世代に伝えましょう。
- (4) 歴史的景観を守ることで倉吉市固有の文化を次世代に継承していきましょう。

II-10 ペットを適正管理し、動物と共生する

Ⅰ 現状と課題

- 近所の方が飼っている猫が自分の家の敷地でフン・尿をしたり、いたずらして困っている。犬の鳴き声がうるさい。犬の散歩中にしたフンを飼い主が放置しているといった苦情が寄せられることがあります。
- また、飼い主のいない猫が家の敷地でフン・尿をして困っている。空き家等に棲みつくと等、猫が増えているという苦情や、道路で自動車にひかれて小さい命が失われる等、人にとっても猫とっても不幸な事件が起こっています。
- 飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成制度を啓発し、虐待や遺棄されることがなく、不幸な命をなくするために、市民や飼い主への終生飼育の徹底を図る必要があります。

倉吉市の取組

- (1) 鳥取県と連携し、ペットの飼い方の指導や終生飼養の普及啓発に努めます。
- (2) 飼い主のいない猫に不妊や去勢の手術を受けさせる取り組みを支援します。
- (3) 動物が空き家等に棲みつかないように市民へ注意喚起に努めます。

事業者の取組

自らの責任や義務を自覚し事業者が終生飼養を行うとともに、適正なペットの販売や譲渡に努めましょう。

市民の取組

- (1) ペットはきちんとしつけを行ってマナーを守り、虐待や遺棄をしたりせず、他の人に迷惑をかけないように適切な終生飼養に努めましょう。
- (2) 飼い猫や飼い主のいない猫に不妊や去勢の手術を受けさせましょう。
- (3) 飼い主のいない猫に対して、無責任な餌のやり方をしないようにしましょう。

基本目標 III 人と自然が共生するまちを実現する



「基本目標」領域・SDGs



III-1 豊かな農地を守る

Ⅰ 現状と課題

- 本市では環境にやさしい農業の促進を目的として、有機農産物・特別栽培農産物の生産を推進するための総合的な支援を行っています。
- エコファーマー制度では、環境にやさしい農業生産を行う農業者を認定し、堆肥による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の削減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入を促進しています。その成果の一つとして、農業者が環境にやさしい農業に容易に取り組むことができ、消費者がその方法によって生産される農産物を容易に入手できる社会が実現しています。

倉吉市の取組

- (1) 地域で取り組む自然保護活動や学習活動等の支援に努めます。
- (2) 地域の特色ある自然環境の保護や普及啓発に努めます。
- (3) 食の安全に対する消費者ニーズの高まりに対応して、土づくり・減化学肥料・減化学農薬に取り組むエコファーマーを育成し、環境にやさしい農業者を支援します。

事業者の取組

- (1) 土地改変等の開発や事業活動時における周辺自然環境への配慮に努めましょう。
- (2) 自然保護活動への積極的な参加・協力を努めましょう。
- (3) 農地や森林を適正管理するとともに、環境にやさしい農業を実践し消費者への情報発信に努めましょう。
- (4) 遊休農地・耕作放棄地の増加を抑制するため、農地等の賃借や事業協力を努めましょう。

市民の取組

- (1) 身近な自然環境や地域の環境資源とのふれあいを通じ自然への理解を深めましょう。
- (2) 環境にやさしい農業への取り組みに理解を深めましょう。
- (3) 遊休農地・耕作放棄地の増加を抑制するため、農地等の賃借等相互協力を努めましょう。

Ⅲ－２ 健やかな森林を守る

Ⅰ 現状と課題

- 鳥取県では、森林が持つ多面的機能（二酸化炭素の吸収、水源かん養、県土の保全）を高めるため、県民の森林・林業に対する関心の向上を目的とした森林環境保全税²⁹の制度が導入され、2019（令和元）年度からは、森林環境譲与税³⁰が導入されています。
- 本市では、森林環境保全税及び森林環境譲与税の事業内容等のPRに努め、森林保全に取り組み、木材生産に要する経費の低コスト化を目的とした支援や集約化による効率性の向上、機械の導入や作業道の整備を進めつつ、間伐等の森林整備を推進しています。
- 竹林が里山の人工林や天然林や耕作放棄地等に拡大しているため、竹林整備の推進が課題となっています。

倉吉市の取組

- (1) 地域の森林保全活動を支援し、森林が持つ多面的機能が今後とも維持・発揮されるよう努めます。
- (2) 森林所有者による整備が困難で機能が低下した森林について、森林環境譲与税等を活用し、森林の適正管理のための支援を行います。
- (3) 森林環境保全税を活用して、森林所有者による整備が困難な荒廃森林については健全な森林整備に努めます。
- (4) 造林地等における竹林の除伐、皆伐によるクヌギ等の造林、タケノコ栽培林化による竹林の適正管理の推進を支援します。
- (5) 公共事業・公共施設への県産材の利用に努めます。
- (6) 立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等、多様な森林整備を推進します。
- (7) 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。

事業者の取組

- (1) 森林を適正管理するとともに、森林保全活動を推進しましょう。
- (2) 事業所や建築資材に県産材を使用しましょう。

²⁹ 全ての県民が享受している森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林環境を保全し森林を守り育てる意識を醸成する費用や保安林や竹林の整備等に充てるため、県民税に上乗せして課税するものです。

³⁰ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年3月29日法律第3号）に基づき、市町村において、間伐等や人材育成・担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てるものです。

市民の取組

- (1) 山林所有者等は、森林の適正な管理に努めましょう。
- (2) 環境にやさしい森林保全の取組を理解し、森林の保全活動に協力しましょう。
- (3) 住宅等への県産材の利用を増やしましょう。

Ⅲ－3 野生動植物の生息・生育環境を守る

Ⅰ 現状と課題

- 野生動植物の多様性を保全することは、私たちの生活や文化の基盤を守ることにつながります。これらを次世代に引き継いでいくことは私たちの役割であり責務です。
- 中山間地域の過疎化・高齢化等により耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加しています。この結果、①野生動植物の生息・生育環境の質の低下、②人と野生鳥獣の軋轢の深刻化、③景観や国土保全機能の低下、④森林管理の担い手の活力低下、⑤イノシシ・シカ等による食害被害の深刻化等の問題が発生しています。
- 野生鳥獣の保護と適切な個体数管理を推進するとともに、地域における自然環境意識の醸成、集落周辺森林の継続的な維持管理や里山林の再生等の地域特有の生物多様性を保全する取組を進め、「人と自然が共存する地域」をめざすしていくことが大切です。

倉吉市の取組

- (1) 公共工事の実施にあたっては、野生動植物の生息・生育環境に配慮します。
- (2) 特定外来生物に関する情報を提供するとともに、在来種を保護するため、特定外来生物を駆除するよう周知に努めます。
- (3) 原生的な森林生態系、希少な野生動植物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の動植物が生息・生育する河畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全に努めます。
- (4) 近年、イノシシやシカ等の生息地域が拡大し農作物被害が深刻化しており、個体数減少対策に取り組めます。

事業者の取組

- (1) 野生動植物や生態系保全活動への参加・協力・支援に努めましょう。
- (2) 土地改変等の開発や事業活動を行う際に野生動植物の生息・生育環境に配慮しましょう。

市民の取組

- (1) 特定外来生物³¹の放逐抑制とペットの責任ある終生飼養に努めましょう。
- (2) 生物多様性³²保全活動への参加・協力を努めましょう。

Ⅲ-4 自然とのふれあいを進める

Ⅰ 現状と課題

- こどもエコクラブ³³の育成・継続・発展を図り、環境問題の解決に自ら考えて行動する人を育てることが大切です。
- そのための環境教育・学習の質をさらに高めるには、鳥取県等をはじめ、認定こども園・幼稚園・保育所、児童館、小・中学校と連携し、情報提供や知識の普及、自主的な環境配慮活動に対して適切な指導・助言を行う指導者の育成が重要です。
- 自然と共生した潤いのある社会づくりのために、自然と親しむ公園、自然学習の場の充実が必要です。

倉吉市の取組

- (1) 市民の憩いの場である公園・緑地の充実に努めます。
- (2) 青少年の森や水辺と親しむ親水公園等の環境を関係機関と連携して整備に努めます。
- (3) 自然観察会や自然体験学習の場の充実に努めます。
- (4) 立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等、多様な森林整備や美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。
- (5) 鳥取県や鳥取県地球温暖化防止活動センターと連携し、環境問題の情報提供や学習機会の提供を図るとともに、環境教育・学習の実践者・指導者の育成に努めます。
- (6) 環境教育活動を促進するため、こどもエコクラブ活動に必要な支援に努めます。

³¹ 外来生物のうち、特に人間の健康や在来種の生態系などに害を及ぼす、またはその可能性があると考えられる生物のことです。特定外来生物被害防止法に基づき指定されます。

³² 生きものの多様さ、複雑な生態系に存在する全ての生きものの命のつながりの豊かさのことです。

³³ こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生まで誰でも参加できる環境活動のクラブです。こどもの環境に対する理解や心を育み、地域とともに環境活動を行うことにより、地域の環境力を高めていきます。

基本目標 IV ごみの少ないまちを実現する

【倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】



IV-1 ごみの排出量を抑制する

Ⅰ 現状と課題

- 大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型社会を形成し、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題など、様々な環境問題を引き起こす要因となっています。
- こうした状況を踏まえ、資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生を抑制（Refuse：リフューズ）、ごみを減らす（Reduce：リデュース）、使える物は繰り返し使用する（Reuse：リユース）、ごみを資源として再利用する（Recycle：リサイクル）、いわゆる4Rの取組を引き続き推進します。
- また、家庭や地域内の排出量が多い生ごみを減らす3K（水K、食ベK、使いK）を徹底するとともに、食べ残し等の食品ロス³⁴を削減する等可燃ごみの減量化に努めます。

【4Rの実践を！ 分別による資源化とごみの減量化】

- ❖リフューズ（Refuse）：不要な物は断りごみを出さないようにすることです。（発生抑制）
- ❖リデュース（Reduce）：物を大切に使い、ごみを減らすことです。（減量）
- ❖リユース（Reuse）：使える物は、繰り返し使うことです。（再使用）
- ❖リサイクル（Recycle）：ごみを資源として、再び利用することです。（再生利用）

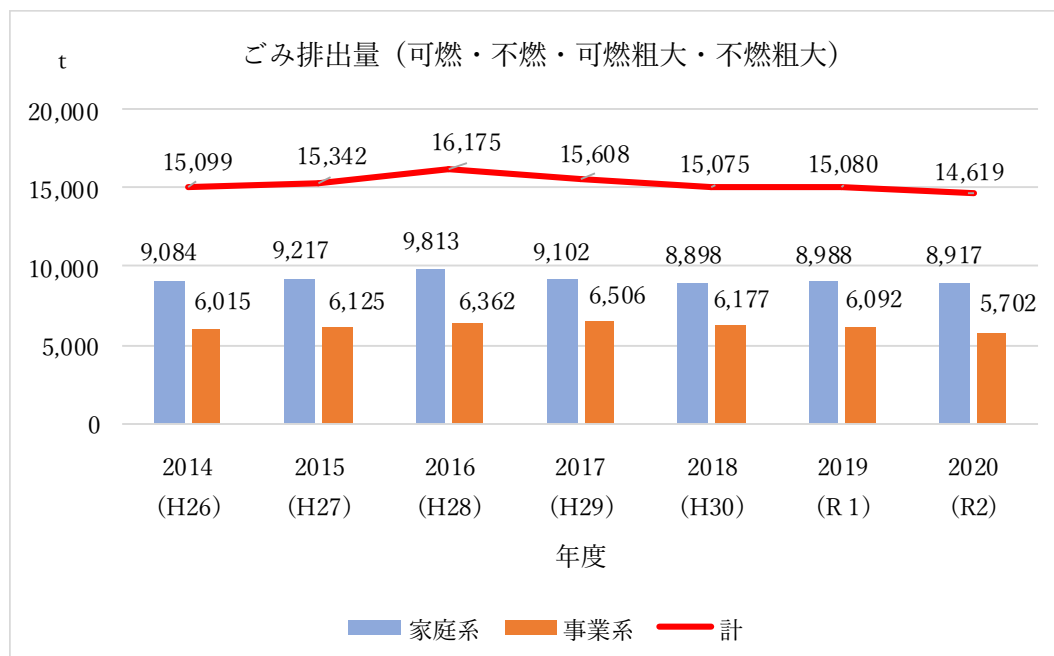
《ごみ袋の全面有料化から15年》

本市では、可燃ごみの排出量の削減対策として、一人ひとりが可燃ごみの処理に費用がかかることを認識し、ライフスタイルを見つめ直していただくため、2005（平成17）年度から従来のごみ袋の無料配布を廃止し、1枚目から有料とすることとしました。

³⁴ 売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されることで、食品の廃棄や損失の原因は多様で、生産、加工、小売、消費の各段階で発生します。

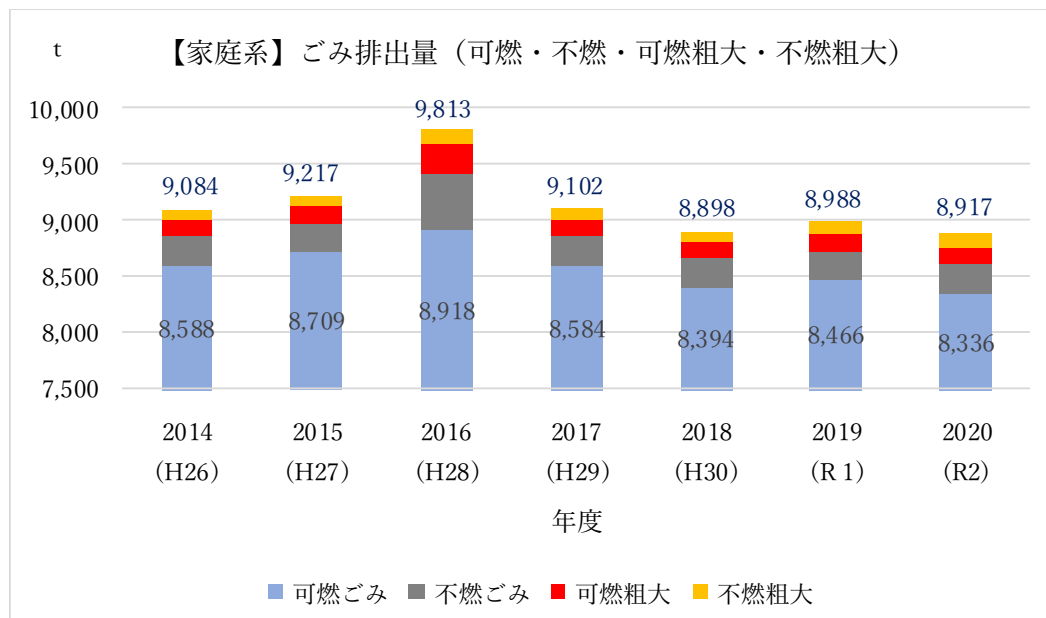
○本市の2020（令和2）年度におけるごみ排出量³⁵は14,619トンで、前年度と比較すると461トン減少しました。

図表 25



資料：一般廃棄物処理事業実態調査報告書（倉吉市）

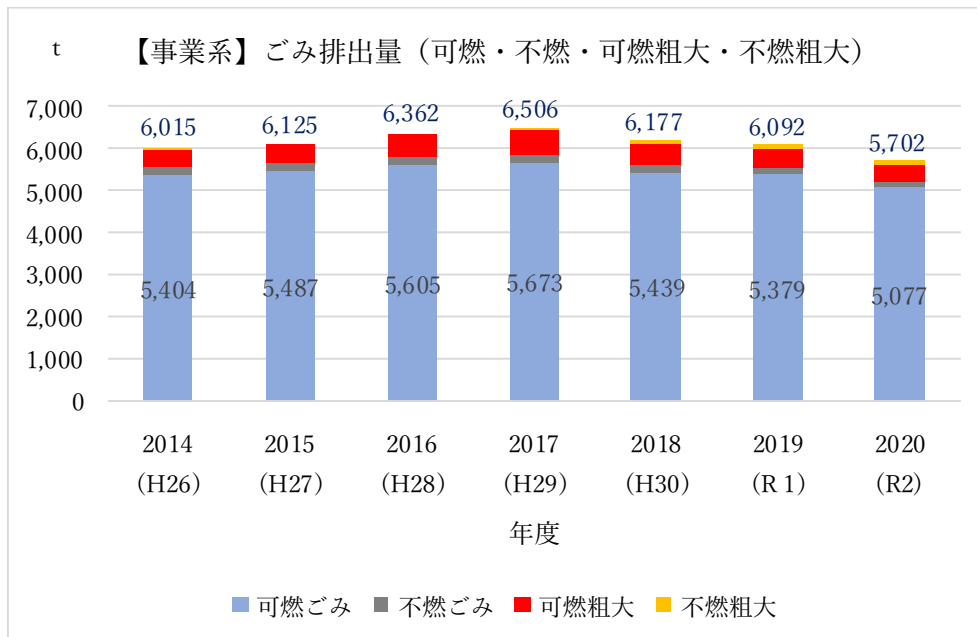
図表 26



資料：一般廃棄物処理事業実態調査報告書（倉吉市）

³⁵ 家庭系及び事業系の一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ）の合計

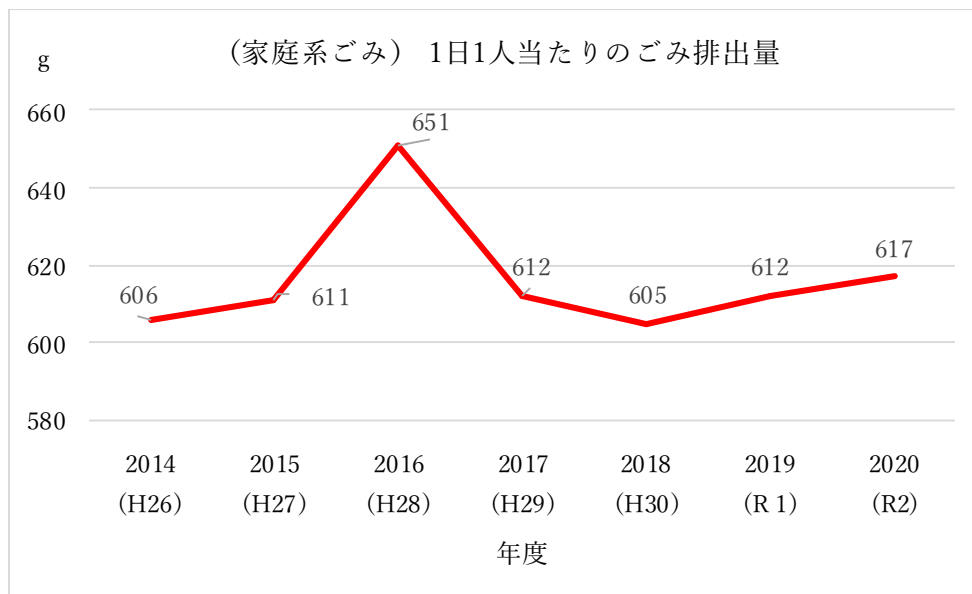
図表 27



資料：一般廃棄物処理事業実態調査報告書（倉吉市）

○「家庭系ごみの1人1年度あたりのごみ排出量」は、平成28年度の鳥取県中部地震の影響を受けて大きく増加しましたが、平成29年度以降は、増減を繰り返しながら推移しています。

図表 28



資料：一般廃棄物処理事業実態調査報告書（倉吉市）（人口：住民記録人口集計9月末の数値を抽出）

倉吉市の取組

- (1) 2050年カーボンニュートラル実現に向けて、使用済みプラスチック類の分別収集と再資源化について、鳥取中部ふるさと広域連合及び中部4町と検討を進めます。
- (2) ごみ減量に向けた環境学習等、各種普及啓発を充実します。
- (3) 市民や事業者に対するごみ減量・リサイクルに関する情報発信や普及啓発に努め、ごみの減量化を図ります。
- (4) 生ごみについては、水切りの徹底の普及啓発を推進するとともに、液肥等への再資源化の調査研究に努めます。
- (5) エコショップやマイバッグ運動の普及啓発に努めます。
- (6) 家庭から出る資源ごみを自治公民館や地域活動団体、倉吉市の回収を通じて倉吉市の委託業者へ搬出するよう啓発に努めます。
- (7) 鳥取中部ふるさと広域連合及び中部4町と連携して小型家電回収を拡大し、小型家電に含まれるレアメタル等のリサイクルとごみ減量に努めるとともに、焼却灰や落じん灰のリサイクルを図ります。
- (8) 2026（令和8）年度の1人あたりのごみの排出量を2014（平成26）年度の3%減とし、ごみ処理費用の負担が軽減されるよう努めます。

事業者の取組

- (1) 使い捨て商品の製造を自粛し、ごみになりにくい製品、ごみの発生を最小限にする製品、リサイクルしやすい製品、長く使える製品の開発に努めましょう。
- (2) 使い捨て容器等、廃棄物となる容器の製造・販売を極力抑えましょう。
- (3) 包装は必要最小限にしましょう。
- (4) ごみの資源化を図り減量化に努めましょう。
- (5) 環境に配慮した製品の製造、環境負荷の少ない商品の販売に努めましょう。
- (6) 食材の使い切りや食べきりなどにより、食品ロスを削減しましょう。

市民の取組

- (1) 詰替え商品を利用しましょう。
- (2) リターナブルびん等、リサイクルしやすい商品を選びましょう。
- (3) 過剰包装は断りましょう。
- (4) マイバック・マイ箸・マイカップを持参しましょう。
- (5) 不用になったものでもまだ使用可能なものは譲ったり、バザーやフリーマーケットに出す等長期間使用しましょう。
- (6) ごみの分別を徹底し、可燃ごみの減量化に努めましょう。

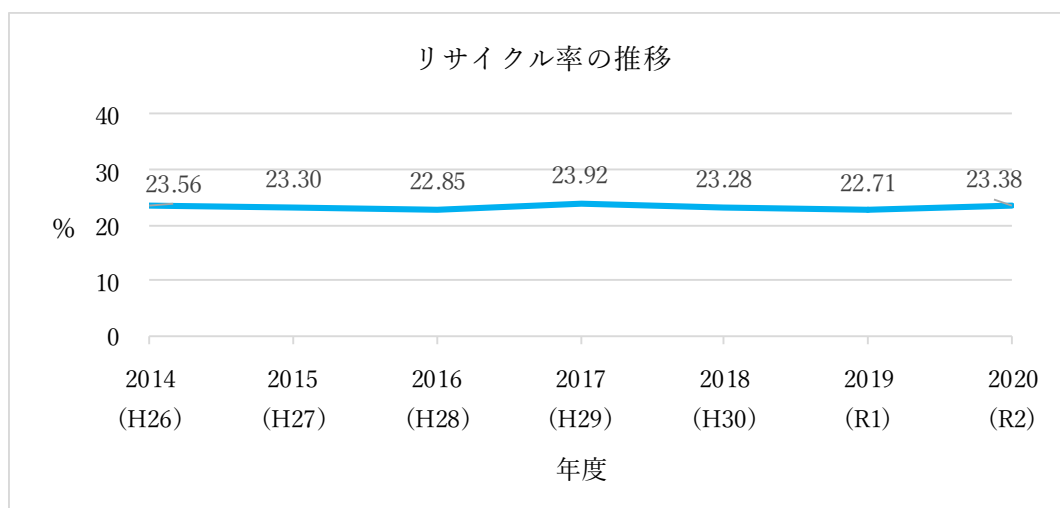
- (7) リサイクル商品や環境負荷の少ない物品等の優先的な購入（グリーン購入）に努めましょう。
- (8) 自治公民館や地域活動団体、倉吉市の資源ごみ回収の推進に協力しましょう。
- (9) 外食時の適量注文に努め、食べ残しをなくしましょう。

IV-2 リサイクルを推進する

Ⅰ 現状と課題

- 廃棄物の中には適正な処理を行わないと地球環境に多大な負荷を与えるおそれがあるものがあり、ペットボトルや小型家電などは、法律によりリサイクル（再生利用）が努力義務とされています。
- 本市では、資源ごみとして回収したごみの資源化を図るとともに、地域の団体等の自主的な資源回収を推進しています。環境負荷を抑え、効率的・効果的なリサイクル（再生利用）を進めるためには、ごみ出し時の適正な分別のさらなる推進が求められます。
※2026（令和8）年度のリサイクル率³⁶27%をめざしています。
- ごみ減量・リサイクルへの関心を高めるためには、ごみ減量化や分別の徹底のほかにも、エコマーク商品³⁷・グリーン購入法適合品³⁸等の再生商品の普及啓発が必要です。

図表 29



資料：一般廃棄物処理事業実態調査報告書（倉吉市）

³⁶ リサイクル率=（資源化量+団体資源ごみ回収量）／（ごみ総収集量+団体資源ごみ回収量）

³⁷ 「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品として（公財）日本環境協会が認定した商品です。

³⁸ 国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）の特定調達品目およびその判断基準に適合する商品です。

倉吉市の取組

- (1) 廃棄物処理法をはじめ各種リサイクル関連法の趣旨を市民・事業者に啓発します。
- (2) ごみの分別収集と減量化の徹底を図ります。
- (3) 資源ごみの集団回収等の支援と推進に努めます。
- (4) 公共事業等には、積極的に再生商品、再生原料を使用します。
- (5) アップサイクル³⁹の普及啓発に努めます。
- (6) 生活の知恵を取り入れたリサイクル行動の普及啓発に努めます。
- (7) 廃食用油のリサイクルの支援に取り組みます。
- (8) エコマーク商品・グリーンマーク商品の利用促進の普及啓発に努めます。
- (9) 小型家電回収が定着しつつあることから、引き続きボックス回収とステーション回収を進めます。
- (10) ミックスペーパー⁴⁰の分別徹底や普及啓発に努めます。
- (11) 自治公民館や地域活動団体等での積極的な資源ごみ回収の取組の拡大を進めます。

事業者の取組

- (1) ごみを出さないシステムづくりに努めましょう。
- (2) ごみを分別排出し、適正処理しましょう。
- (3) 使い捨て品（例：紙コップ、割り箸、使い捨て弁当容器等）を繰り返し使えるものに替えましょう。
- (4) 各種リサイクル法の対象事業者は、ごみの減量化・リサイクルに取り組みましょう。

市民の取組

- (1) 倉吉市が定める方法によりごみの分別排出し、減量化・リサイクルに協力しましょう。
- (2) 集団回収等、リサイクル活動に積極的に参加しましょう。
- (3) 積極的な再生商品の購入に努めましょう。
- (4) 容器包装、家電、パソコン、自動車、その他今後リサイクル対象となるもののリサイクルに努めましょう。
- (5) 使わなくなった衣類などは、アップサイクルで再利用するなど長く使用しましょう。
- (6) 古新聞の再利用（例：ゴミ箱・エコバッグ等）など、ごみの削減の工夫をしましょう。

³⁹ 本来であれば捨てられるはずの廃棄物にデザインやアイデアといった新たな付加価値を持たせることで、新しい製品にアップデートして生まれからせる取組です。

⁴⁰ 新聞、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らない物で、従来可燃ごみとして焼却されることが多かった紙ごみ（例：菓子などの紙箱、包装紙、封筒、パンフレット等）のことです。

IV-3 廃棄物を適正に処理する

Ⅰ 現状と課題

- 廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、一般廃棄物と産業廃棄物とに大別されています。産業廃棄物は、事業活動に伴い排出されるもので、法及び政令で品目が定められています。一方、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物とされています。
- 一般廃棄物の処理は市町村の自治事務です。本市は、一般廃棄物処理計画⁴¹に基づき、委託業者と許可業者により一般廃棄物の収集運搬を行っています。産業廃棄物は、事業活動から生じる廃棄物です。事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。
- 廃棄物の不法投棄等、廃棄物の不適正な処理が後を絶ちません。
鳥取県をはじめ倉吉警察署や関係機関と連携し、不法投棄防止パトロールを実施する等、廃棄物の不用品や使用済物品の処理の監視を徹底する取組が求められています。

倉吉市の取組

- (1) 一般廃棄物は、倉吉市一般廃棄物処理計画に基づき適正な処理を行います。
- (2) 鳥取県と連携し監視カメラを設置する等監視強化を行い、廃棄物の不法投棄撲滅や不適正処理の防止に努めます。
- (3) 鳥取県と連携し「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」に基づき、不適切な不用品回収業者に対する監視強化と指導に努めます。
- (4) 市民に対して、違法な不用品回収業者を利用しないよう注意喚起に努めます。

事業者の取組

- (1) 排出者責任を意識し、廃棄物の適正処理を行いましょう。
- (2) 環境美化活動や資源回収等、地域活動団体等へ積極的に協力しまししょう。

市民の取組

- (1) 環境教育・学習や環境美化活動等への参加・協力をしまししょう。
- (2) 不法投棄（ポイ捨て）防止、不適正処理防止の実践に努めまししょう。
- (3) 市民一人ひとりが監視員の役割を果たしまししょう。

⁴¹ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が区域内の処理処理計画を策定するものです。

基本目標 V 環境意識が高いまちを実現する



「基本目標」領域・SDGs



V-1 環境意識を醸成する

Ⅰ 現状と課題

- 持続可能な社会をつくるために、私たちは地球温暖化や自然破壊など多岐にわたる地球規模での環境問題に適切に対応し、豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいかなければなりません。
- 循環を基調とし自然との共生を図り、持続的発展が可能な社会を実現するためには、事業者を含めた市民の一人ひとりの自主的、積極的な取組が欠かせません。

倉吉市の取組

- (1) 保育所、認定こども園・児童館、小・中学校と連携し、環境教育・学習機会の提供と環境教育活動の充実を図り、幼児・児童・生徒の環境意識を高め、環境問題の解決に向け行動できる人材育成に努めます。
- (2) 関係機関や市民団体等と連携し、市民一人ひとりの学習機会の提供に努め、市民一人ひとりが主体的に環境活動等を実践できるよう普及啓発に努めます。
- (3) 鳥取県等と連携し、様々な環境教育活動を実施する「こどもエコクラブ活動」を支援します。
- (4) 環境家計簿の普及啓発に努めます。

事業者の取組

- (1) 国・鳥取県・倉吉市等の行う環境保全の学習会等に参加しましょう。
- (2) 環境保全を自らの社会的責任と捉え、企業・事業所等で環境経営に取り組みましょう。
- (3) ホームページや施設見学などを通じて、自社の環境配慮に関する情報を広く公表しましょう。

市民の取組

- (1) 国・鳥取県・倉吉市等の行う環境保全の環境教育・学習会等に参加しましょう。
- (2) 倉吉市の青少年の森等、身近な里山の保全活動に参加しましょう。
- (3) 身近な環境配慮活動に取り組み、ライフスタイルの転換に努めましょう。
- (4) 環境家計簿を実践しましょう。
- (5) ニュースや新聞記事を見て、環境問題に関する情報を調べましょう。

V-2 環境に関する情報を提供する

◇◆現状と課題◆◇

市民・事業者・倉吉市が、今日の環境問題に対する理解を深め、より一層の環境保全意識の向上を図り、自主的に環境保全活動や環境学習に取り組んで行くためには、環境の現況や保全活動の内容を的確に把握して行くことが大切です。

倉吉市の取組

- (1) 市報、ホームページ、その他の広報活動により自然環境・公害関係の情報提供に努めます。
- (2) 各種イベント、環境教育・学習会等を開催し、環境問題の情報提供に努めます。

V-3 環境を監視し、注意喚起を促す

◇◆現状と課題◆◇

地域環境を守り、地球環境の保全に貢献するためには、環境保全のための施策や事業を有効かつ適切に実施する必要があります。そのためには様々な地域環境の現状や環境の変化の実態を適切に把握しておかなければなりません。

地域の環境の状況を監視し、情報収集に努め市民へ注意喚起を促します。



倉吉市の取組

- (1) 大気汚染・水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の事故発生時には適切な対応に努めます。
- (2) 国・鳥取県等の監視測定、調査に協力します。
- (3) 環境汚染化学物質（ダイオキシン類、環境ホルモン等）について情報提供に努めます。

第7章 計画の環境指標



主要な環境指標

- ❖基本目標 I 地球にやさしいまちを実現する
- ❖基本目標 III 人と自然が共生するまちを実現する


指標名	指標の説明	現状値	目標値 (目標年度)
温室効果ガスの総排出量の削減率【%】  	H25年度を基準年度とする温室効果ガスの総排出量（市域のCO ₂ 排出量－市域の森林によるCO ₂ 吸収量）の削減率	19% (H30年度)	40% (R8年度)



環境指標と関連性の深い「SDGs」の目標


SDGsの目標	主体	One Point 私たちにできること
 13 気候変動に具体的な対策を  15 陸の豊かさを守ろう	倉吉市	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ行動や低炭素社会づくりの必要性について、事業者・市民の理解が深めるよう啓発を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 市の事務事業に伴う二酸化炭素の排出量を把握し、排出の抑制に努める。 <input checked="" type="checkbox"/> 間伐等の森林保全の取組を推進する。 <input checked="" type="checkbox"/> J-クレジット制度の普及啓発を行う。
	事業者	<input checked="" type="checkbox"/> 温室効果ガスが地球環境に与える影響に理解を深め、省エネや再生可能エネルギー導入に努める。 <input checked="" type="checkbox"/> 森林が果たす重要な役割を認識し、J-クレジット制度の理解を深める。 <input checked="" type="checkbox"/> 森林所有者は間伐等の適切な森林整備に努める。
	市民	<input checked="" type="checkbox"/> 温室効果ガスが地球温暖化に与える影響に理解を深め、家庭での省エネ行動や再生可能エネルギーの導入に努める。 <input checked="" type="checkbox"/> 森林が果たす重要な役割を認識し、森林を含む自然環境保全に対する意識を高める。 <input checked="" type="checkbox"/> 森林所有者は間伐等の適切な森林整備に努める。

❖基本目標 II 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

指標名	指標の説明	現状値	目標値 (目標年度)
水洗化率【%】 	市内世帯のうち公共下水道、集落排水施設に接続又は合併浄化槽を設置して汚水を処理している世帯の割合	83.5% (R2 年度末)	84.9%以上 (R7 年度末) 総合計画 の目標値



環境指標と関連性の深い「SDGs」の目標


SDGs の目標	主体	One Point 私たちにできること
	倉吉市	<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水道や集落排水施設の接続を促すとともに、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水による河川などの水質汚濁を防止する。
	事業者	<input checked="" type="checkbox"/> 水質汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、定期的に排水の水質検査で水質の把握をする。
	市民	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭から排出される生活雑排水が、河川や水路の汚濁の原因の一つになっていることを認識し、公共下水道・集落排水施設の接続や合併処理浄化槽の設置の必要性について理解を深める。

❖基本目標Ⅳ ごみの少ないまちを実現する


指標名	指標の説明	現状値	目標値 (目標年度)
1人1日あたりのごみ排出量 【g/人日】 	家庭系・事業系のごみ排出量 (ごみ総収集量+団体回収量) ÷ 人口÷年間日数	1,127 g/人日 (R2年度)	1,089 g/人日 (R7年度) 総合計画 の目標値
ごみのリサイクル率【%】 	(資源化量+団体資源ごみ回収 量) ÷ (ごみ総収集量+ 団体資源ごみ回収量)	23.42% (R2年度)	27% (R8年度)



環境指標と関連性の深い「SDGs」の目標


SDGsの目標	主体	One Point 私たちにできること
	倉吉市	<input checked="" type="checkbox"/> ごみの分別方法の周知を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 食材の使い切りや食べきりなどにより、食品ロスの削減の必要性の理解が深まるよう啓発を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> PTA や子ども会が実施する再生資源物の集団回収の取組を支援する。
	事業者	<input checked="" type="checkbox"/> 製造過程で発生する廃棄物の抑制、再使用に取り組む。 <input checked="" type="checkbox"/> 使い捨て品(例:紙コップ、割り箸、使い捨て弁当容器等)を繰り返し使えるもの替えるよう努める。 <input checked="" type="checkbox"/> 分解や解体がしやすく、リサイクルが容易な商品の製造や販売に努める。
	市民	<input checked="" type="checkbox"/> ごみの分別方法を守る。食材の使い切りや食べきりなどによる食品ロスを削減する。 <input checked="" type="checkbox"/> 使わなくなった衣類などは、アップサイクルなど、再利用して長く使用する。 <input checked="" type="checkbox"/> PTA や子ども会が実施している、再生資源物の集団回収に協力する。

❖基本目標Ⅴ 環境意識が高いまちを実現する

指標名	指標の説明	現状値	目標値 (目標年度)
ごみゼロ全市一斉清掃参加 人数【人】 	倉吉市ごみゼロ全市一斉 清掃参加人数	8,171 人 (R2 年度)	10,000 人 (R8 年度)



環境指標と関連性の深い「SDGs」の目標

SDGs の目標	主体	One Point 私たちにできること
	市	地域のごみを一掃する「倉吉市ごみゼロ全市一斉清掃」の取組により、市民の環境意識の向上を目指す。
	事業者	事業所内はもとより、周辺の美化・清掃にも努める。
	市民	自宅の周りや地域の美化・清掃活動に参加する。

第8章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

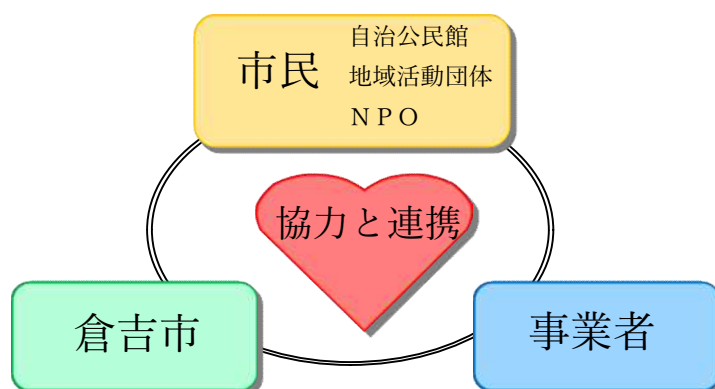
この計画の推進にあたっては、倉吉市環境基本条例に基づき組織された「倉吉市環境審議会」が、この計画の目標達成状況、施策の実施状況結果等をまとめた年次報告書について点検・評価を行い、それに基づいた施策見直し等の提言を行います。

2 計画の推進主体（役割分担と連携）

この計画を推進する主体は、市内で活動するすべての事業者・市民等と倉吉市です。

これらの各主体は、それぞれの役割を認識し、自治公民館、地域活動団体、NPO、事業活動等を通じて、各主体と倉吉市による自主的・積極的な取り組みとお互いに協力・協調して良好な環境像の実現に向け推進していきます。

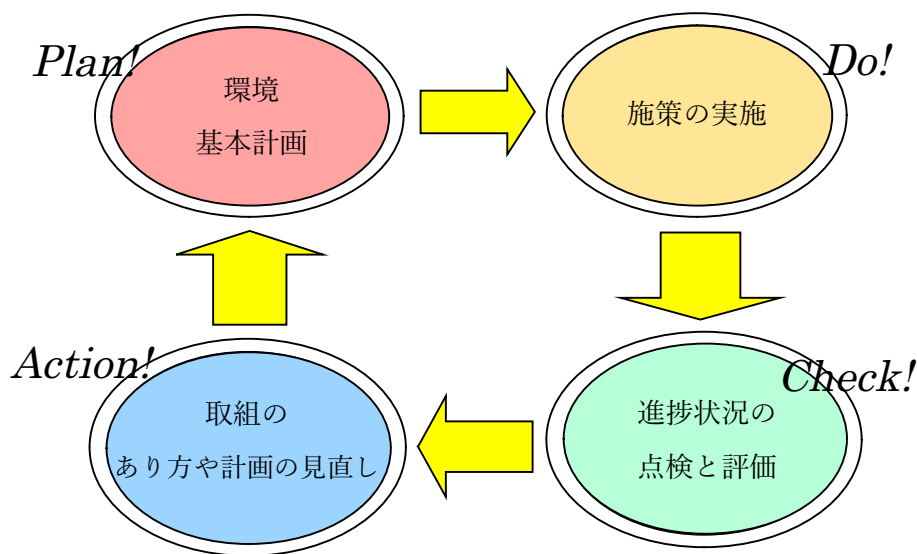
自治公民館等との連携を図り一体となってこの計画を推進していくとともに、この計画の趣旨や内容について市民・事業者等への周知を図るため、学習会をはじめ関係機関への周知やホームページ等の媒体を活用して普及啓発を行います。



3 計画の進行管理

| 計画の推進管理

この計画に掲げる環境施策を着実に推進することはもとより、取組のあり方やこの計画の内容について継続的な改善を図ることが重要です。この計画の進行管理は、第12次倉吉市総合計画と連動させ、「計画（Plan）⇒実施（Do）⇒点検・評価（Check）⇒改革・改善（Action）」のPDCAサイクルを基本に、継続的改善を図り実施していきます。



| 計画の進捗状況の点検

この計画の目標達成状況、施策の実施状況結果等を整理し進捗状況を年次的に把握するとともに、その実施した施策・事業の成果を評価・検証し、効果的な施策の推進について検討します。

| 計画の見直し

この計画は、2026（令和8）年度までを計画期間としますが、計画の進捗状況や社会情勢に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

倉吉市環境基本条例（平成 12 年倉吉市条例第 18 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭及び地盤の沈下によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。
- （3）地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊、海洋汚染その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- （4）循環型社会 資源の効率的な利用等を行うことにより、資源の循環の促進が図られる社会をいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然との共生及び循環型社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、すべての者が自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（市民及び事業者の協力等）

第 5 条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、公害を防止し、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

（基本方針）

第 6 条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- （1）人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように大気、水、土壌その他の環境が良好な状態に保持されること。

(2) 人と自然とが共生する快適な都市環境及び地域の個性を生かした美しい景観の形成が図られること。

(3) 循環型社会を構築するための施策を講ずること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標及び施策の大綱

(2) その他環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、倉吉市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(公害を防止するための施策)

第8条 市は、公害を防止するため、必要な施策を講ずるものとする。

(施設の整備)

第9条 市は、下水道、農業集落排水その他の環境の保全のための公共施設の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(資源の効率的な利用等)

第10条 市は、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の効率的な利用及びエネルギーの省力化が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の支援)

第11条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に取り組む緑化運動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(環境学習の振興等)

第12条 市は、民間団体等の環境の保全に関する理解が深まるよう環境の保全に関する学習の振興及び広報活動の充実を図るとともに、環境の保全に関する必要な情報を提供するものとする。

(監視等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するように努めるものとする。

(地球環境の保全に貢献する施策の推進)

第14条 市は、地球環境の保全は世界共通の課題であるとの認識のもとに、地球環境の保全に貢献することのできる施策を積極的に推進するものとする。

附 則 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

倉吉市環境審議会委員

氏名	役職名	任期	
学 識 経 験 者	江原 朋美	とっとり SDGs 伝道師 鳥取県地球温暖化防止活動推進員	令和3年6月23日～ 令和5年6月22日
	中川 優広	鳥取県中部清掃事業協同組合 専務理事	令和3年6月23日～ 令和5年6月22日
	中林 順子	鳥取中央農業協同組合 生活部 部長	令和3年6月23日～ 令和5年6月22日
	福井 靖子	とっとり県消費者の会 会長	令和3年6月23日～ 令和5年6月22日
	福政 民栄	鳥取県中部総合事務所環境建築局 副局長兼環境・循環推進課長	令和3年6月23日～ 令和5年6月22日
	柘井 弘文	鳥取県中部森林組合 統括部長	令和3年6月23日～ 令和5年6月22日
	松井 美智子	倉吉商工会議所女性会 監事	令和3年6月23日～ 令和5年6月22日
	宮脇 儀裕	鳥取短期大学教授 (生活学科 住居・デザイン専攻)	令和3年6月23日～ 令和5年6月22日
	米舛 隆生	倉吉市自治公民館連合会 副会長	令和4年2月7日～ 令和5年6月22日
市 民 (公 募)	石賀 安枝		令和3年6月23日 ～令和5年6月22日
	米田 伸之介		令和3年6月23日 ～令和5年6月22日

(50音順)

倉吉市生活産業部 環境課

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253-1

TEL : 0858-22-8168 FAX : 0858-27-0518